



第5期

士幌町男女共同参画基本計画

令和8年度～令和12年度

令和8年3月
士幌町

はじめに

人口減少が進む中、将来にわたり持続可能な社会を実現していくためには、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成を強力に推進していく必要があり、土幌町が、地方創生を実現し、活力を維持していくため、次代を担う若者や女性にも選ばれる魅力ある地域づくりを進めていくことが重要と考えています。

土幌町では、平成17年に「土幌町男女共同参画推進条例」を施行し、翌年には、第1期男女共同参画基本計画を策定しました。以来、5年毎に基本計画を見直しながら、雇用、子育て、健康、介護など各ライフステージにおいて、女性も男性も全ての人が自分らしく生きていくための目標と施策を定め、男女共同参画社会づくりに取り組んできました。

町民の皆さんをはじめ、家庭、学校、職場、地域等それぞれの分野でご理解とご協力をいただき推進してきましたが、令和7年度で計画期間が終了するにあたり、この間における社会環境の様々な変化への対応や、町民の皆さんにご協力をいただきましたアンケート調査のご意見等を反映させるべく、一部を改定し第5期の基本計画を策定しました。

本計画では、第4期基本計画の取り組みを引き続き進めるとともに、「安心して子育てができる環境整備」として、新しい認定こども園の開設に係る土幌町としての取り組みを追加しました。これらの取り組みの結果、町民の皆様にとって男女共同参画社会づくりの一助となるよう、事業の推進を図って参ります。

計画策定にあたりご協力をいただきました、「土幌町男女共同参画審議会」の委員の皆様、並びにアンケート調査にご協力をいただきました町民の皆様に心よりお礼申し上げます。

令和8年3月

土幌町長

高 木 康 弘

目 次

《基本方針編》

1 男女共同参画とは	4
2 基本計画の概要	5
○ 計画の目的	
○ 計画の位置付けと関連計画	
○ 計画の期間	
3 男女共同参画に向けた基本理念	7
4 男女共同参画を進めるために	8
○ 連携に向けた責任と役割	
・ 行政は	
・ 町民の皆さんは	
・ 事業者等の皆さんは	
・ 教育関係者の皆さんは	
○ 施策の実施状況公表と調査研究	
5 基本計画の体系図	9

《行動計画編》

6 基本目標、重点課題と施策の方向	
基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重	11
基本目標Ⅱ 男女が共に社会参画するための環境づくり . .	12
基本目標Ⅲ 男女が共に安心して暮らせる環境づくり	15
基本目標Ⅳ 生涯にわたる健康な生活への支援	17
基本目標Ⅴ 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実 .	19
基本目標Ⅵ 国際社会における交流・協力の推進	21
基本目標Ⅶ 推進体制の確立	22

《資料編》

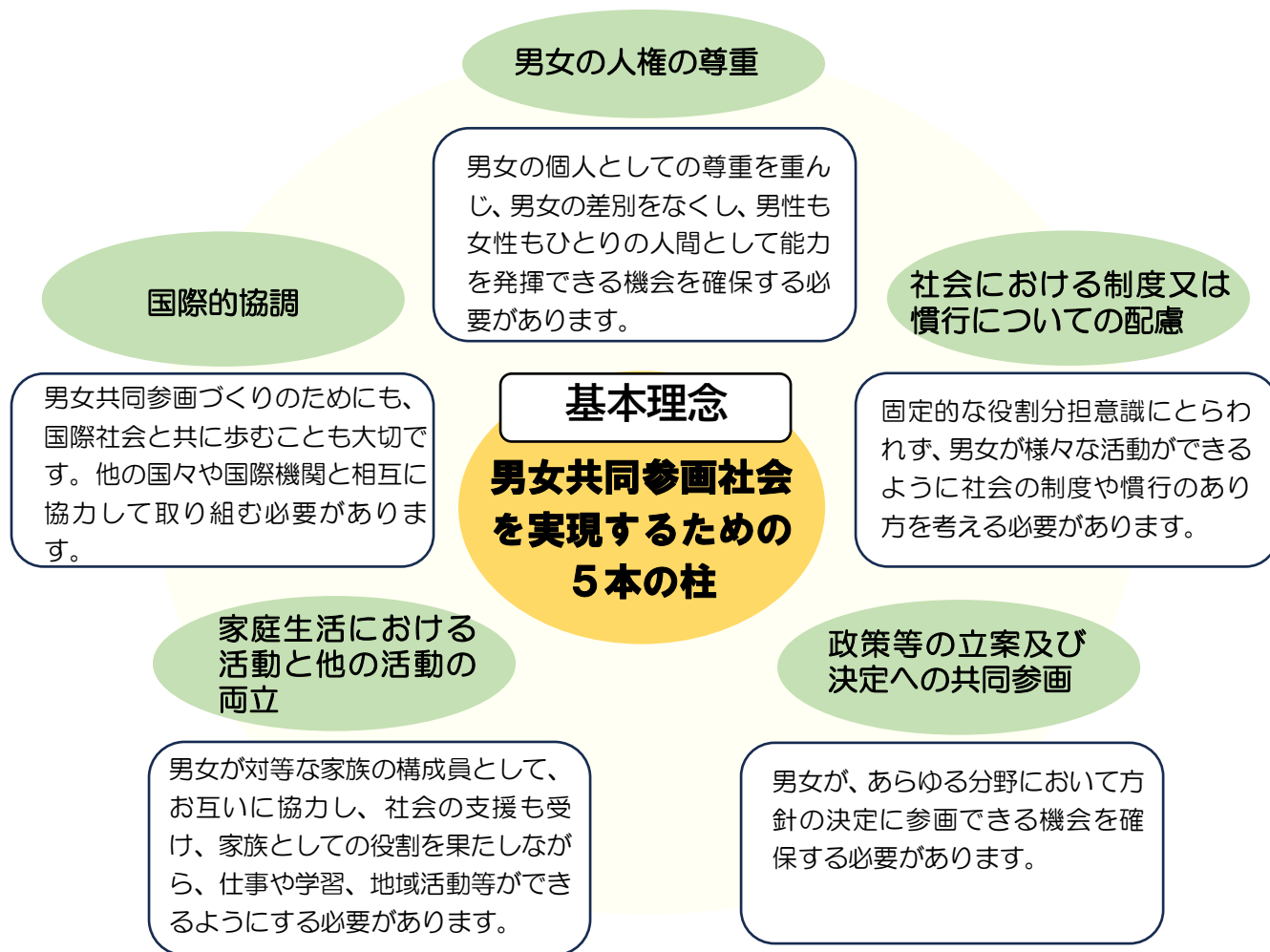
1 土幌町男女共同参画推進条例	24
2 男女共同参画に関する動き	29
3 男女共同参画に関する住民アンケート結果	40

基本方針編

1 男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」です。
(男女共同参画社会基本法第2条)

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を実現するための5本の柱(基本理念)を掲げています。また、行政と国民がそれぞれ果たすべき役割(責務、基本的施策)を定めています。



国・地方公共団体及び国民の役割

国の責務

- ・基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定
- ・積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施

地方公共団体の責務

- ・基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む
- ・地域の特性を生かした施策の展開

国民の責務

- ・男女共同参画社会づくりに協力が期待されている

2 基本計画の概要

— 計画の目的 —

士幌町では、平成18年4月に「第1期士幌町男女共同参画基本計画」を策定し、以後5年毎に基本計画を見直しながら、町民の皆さんとともに一体となって男女共同参画社会づくりに取り組んできました。

第4期基本計画策定から5年が経過し、住民意識の変化を把握するために実施した住民アンケート調査の結果を見ますと、「男だから、女だから」といった性別概念は少しずつ薄れ、男女共同参画の意識が浸透しつつあることが伺えました。

しかし、少子高齢化の進展、新型コロナウイルスの発生に伴うワークスタイルの変化やコロナ禍から平時へ移行し経済活動が活発化する中での人手不足など、町民を取り巻く環境も変化する中で、今後、男女共同参画社会づくりを推進する上での課題として、「子育て支援の強化」や「高齢者施設、介護サービスの充実」さらには「企業や経営者に対する男女平等の啓発」といった声が、前回と変わらず多く寄せられました。また、「現在女性が働きやすい環境であるか」という質問に対し、男性はある程度は働きやすいと回答した割合が増加したのに対し、女性はその割合が低下するなど、男女で認識の違いがある分野があります。

これらの状況を踏まえて、現行の基本計画を見直すべく庁内推進委員会の中で検討を行い、男女共同参画審議会に意見を聴き、新たに「第5期士幌町男女共同参画基本計画」を策定しました。

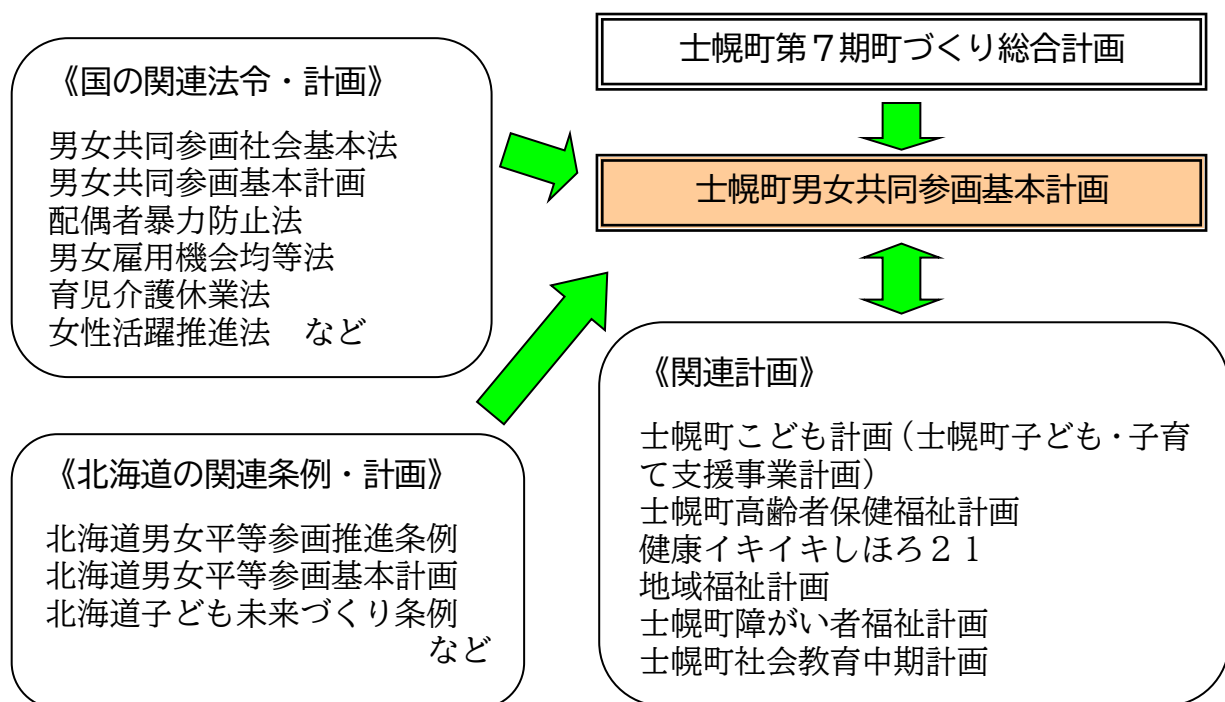
本計画では、男女共同参画の基本的な考え方を示すとともに、効果的な推進が図られるよう基本目標ごとにそれぞれの取り組みを明らかにしています。男女共同参画社会を進めていく上では、行政はもとより町民の皆さんとともに一人ひとりが意識を持って取り組む必要があります。

— 計画の位置付けと関連計画 —

本計画は、町民と行政が一体となり、本町における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを着実に推進していくための行動指針として、また、男女共同参画社会基本法第14条第3項における市町村男女共同参画計画としての性格を有します。

本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項における推進計画と位置付けます。

本計画は「士幌町第7期町づくり総合計画」を上位計画とし、男女共同参画地域社会の実現を目指すための個別計画として位置付けられるものであり、その他関連計画との連携を図りながら推進します。



— 計画の期間 —

本計画の期間は、令和8度から令和12年度までの5年間とします。ただし、計画の期間中であっても国若しくは道の計画又は社会情勢の変化に応じ適宜見直すことにします。

3 男女共同参画に向けた基本理念

誰もが生き生き安心して暮らせる豊かで活力に満ちた生活を送ることのできる地域社会を目指します。そのためには性別や世代を超えて、家庭、学校、職場、地域において互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくりを目標に、次の土幌町男女共同参画推進条例の7つの基本理念の基、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めていきます。

基 本 理 念

I 男女の人権の尊重

男女の個人としての人権が尊重され、性別によって差別されることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されることを目指します。

II 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女がさまざまな活動ができるよう配慮されることを目指します。

III 施策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において共同に参画する機会が確保されることを目指します。

IV 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女がお互いに協力し、家庭生活における活動と、職場や地域における他の活動を両立できる社会を目指します。

V 生涯にわたる健康な生活への配慮

男女が互いの性を理解し、共に生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されることを目指します。

VI 教育及び学習における男女共同参画への配慮

あらゆる分野における教育及び学習の場で、男女共同参画の重要性が認識されるよう配慮されることを目指します。

VII 国際社会における取り組みへの配慮

国際的な取り組みに協力、配慮して男女共同参画を推進することを目指します。

《土幌町男女共同参画推進条例第3条～第9条》

4 男女共同参画を進めるために

— 連携に向けた責任と役割 —

◎ 行政は・・・

- ・ 町は、男女共同参画の推進を町の主要な施策と位置付けます。
- ・ 男女共同参画実現に向けて、町民、事業者等、教育関係者、国及び他の地方公共団体との連携のもとに取り組めます。
- ・ 本計画に掲げる施策の着実な推進を図るために、必要な措置を積極的に講じていきます。
- ・ 女性活躍推進法で定める「特定事業主行動計画」※を策定し、女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析に努めます。

◎ 町民の皆さんは・・・

- ・ 男女共同参画社会についての理解を深めます。
- ・ 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会実現に向け自ら積極的に取り組むよう努めます。
- ・ 本計画及び町が行う男女共同参画に関する施策の推進に協力します。

◎ 事業者等の皆さんは・・・

- ・ 事業活動等において、男女共同参画社会についての理解を深めます。
- ・ 男女の対等な参画機会の確保、職場と家庭生活を両立できる就労環境（ワーク・ライフ・バランス）の整備に努めます。
- ・ 本計画及び町が行う男女共同参画に関する施策の推進に協力します。
- ・ 女性活躍推進法で定める「一般事業主行動計画」※を策定し、女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析に努めます。

◎ 教育関係者の皆さんは・・・

- ・ 教育の場において、男女共同参画社会についての理解を深めます。
- ・ 本計画及び町が行う男女共同参画に関する施策の推進に協力します。

《士幌町男女共同参画推進条例第10条～第13条》

— 施策の実施状況公表と調査研究 —

- ・ 計画の推進について実効性を高めるため、実施状況についてその概要を公表します。
- ・ 男女共同参画を効果的に進めるため、情報収集、調査及び研究を行います。

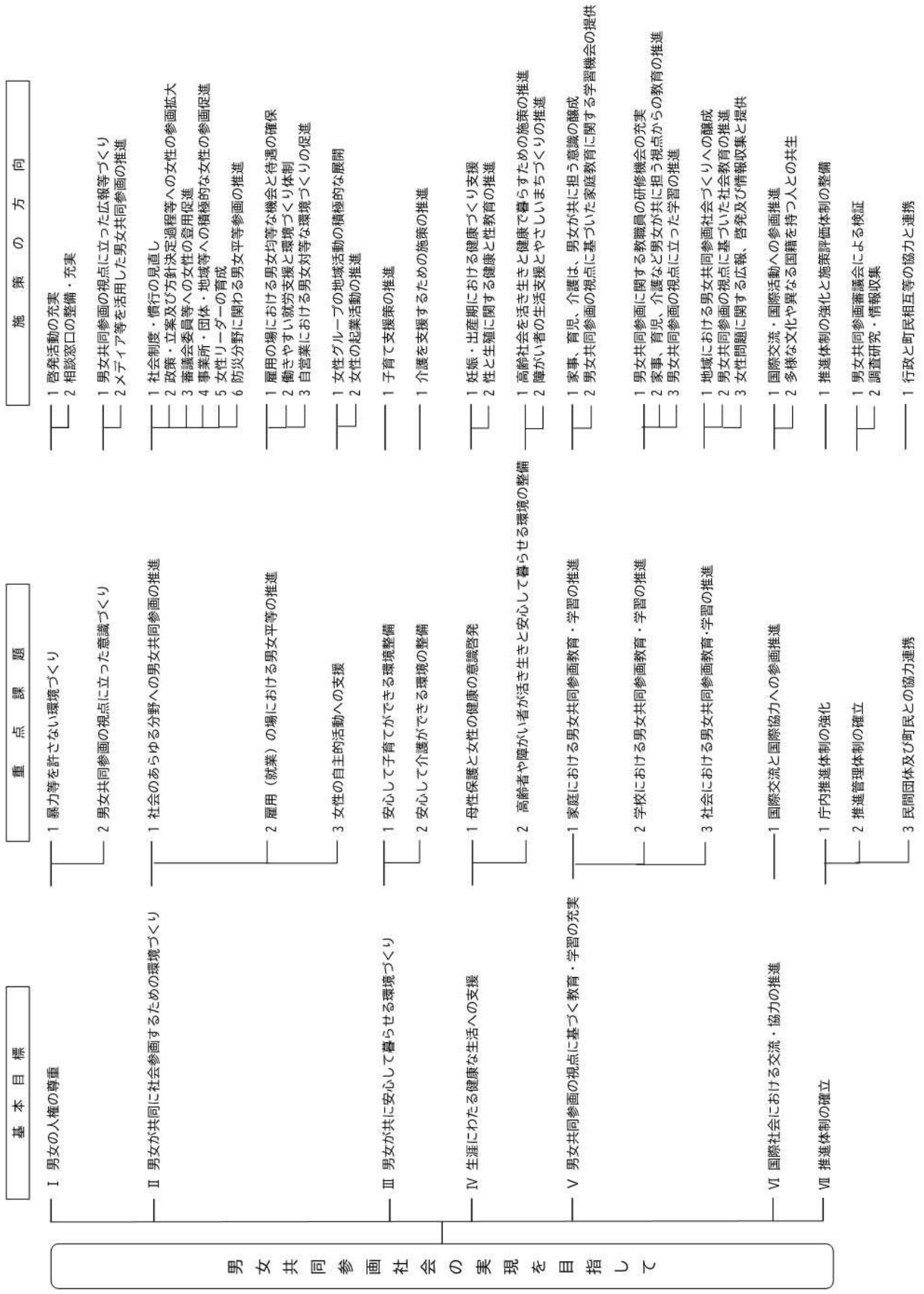
《士幌町男女共同参画推進条例第22条～第23条》

※ 「特定事業主行動計画」・「一般事業主行動計画」

女性活躍推進法に基づき、国・地方公共団体（特定事業主）及びそれ以外の事業主（一般事業主）は、政府が別途定める事業主行動計画策定指針に即して、それぞれ「特定事業主行動計画」又は「一般事業主行動計画」を策定し、公表することが義務付けられています（一般事業主のうち、常時雇用する労働者が300人以下（令和4年4月1日以降は100人以下）の場合は努力義務）。その策定に当たっては、女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合等について分析した上で、その結果を勘案して、数値目標を盛り込む必要があります。また、各事業主は、女性の求職者の職業選択に資する情報についても定期的に公表することが義務付けられています。

5 基本計画の体系図

町では基本理念に基づき、次の7つの目標掲げる基本計画を策定し、男女共同参画のまちづくりを進めます。



行動計画編

6 基本目標、重点課題と施策の方向

基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重

男女共同参画社会の実現には、男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会が確保されることが必要となってきます。

しかし、住民アンケートの結果から、固定的な役割分担意識（「男だから、女だから」「男は仕事、女は家庭」）については、平成23年度以降「同感できない」といった回答が徐々に増え続けている一方で、現実的な家庭生活においては、「炊事、洗濯、掃除」「子育て」は主に妻が中心、「町内会活動」は夫が中心となっている状況が伺えます。また、女性に限らず男性に対しても、ドメスティック・バイオレンスや、ストーカー行為等の暴力は、個人の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、安全で安心な暮らしを妨げる大きな要因となっています。

これらのことから、暴力を無くし、一人ひとりの意識を高め、社会全体における認識を深めるため、全ての町民に向けた幅広い啓発活動と相談体制の充実を図っていきます。

重点課題1：暴力等を許さない環境づくり

施策の方向・事業内容	担当課
1 啓発活動の充実 (1) パンフレットや広報等を活用した啓発・情報提供	総務課・保健福祉課
2 相談窓口の整備・充実 (1) 相談支援体制の充実	保健福祉課

重点課題2：男女共同参画の視点に立った意識づくり

施策の方向・事業内容	担当課
1 男女共同参画の視点に立った広報等づくり (1) 男女共同参画の視点に立った行政刊行物の作成	総務課
2 メディア等を活用した男女共同参画の推進 (1) インターネット、図書等を活用した男女共同の意識づくり (2) 講演会等の実施	全庁 総務課

基本目標Ⅱ 男女が共同に社会参画するための環境づくり

あらゆる分野における女性の活躍は、価値観の多様化が進む中で様々な視点が確保されることにより、全ての人が生きがいを感じられる、多様性が尊重される社会を実現するとともに、持続的な発展を確保する上でも不可欠な要素となっています。しかし、第4期基本計画の目標として掲げた「審議会委員等への女性の登用促進（目標30%）」を達成することはできておらず（平成27年 21.7%、令和2年 23.6%、令和7年 22.4%）、住民アンケートの中でも、男女共同で参加する社会の実現のためには「家事や育児、介護などの分担」と回答する人が多く存在します。また、防災の分野においては、女性や子ども、脆弱な状況にある人々が多くの影響を受けることが指摘されていることから、女性と男性の受ける影響の違いなどに十分に配慮された男女平等の視点からの災害対応が求められています。

こうした不均衡を解消し、女性が男性とともにあらゆる分野における政策や方針決定の場に参画できる環境づくりや条件を整備し、男女双方の視点での意見を積極的に反映することは、社会の多様な問題を解決することにもつながります。

一方、雇用の場における男女共同参画の推進は、高齢化や人手不足などの課題の同時解決も寄与することが期待されることから、女性が働きやすい環境を整えることが必要となってきます。雇用機会均等法、育児・介護休業制度等の整備により働く環境の改善が図られてきていますが、女性を取り巻く環境はまだまだ厳しい現状にあります。土幌町役場においても、男性の育児休業の取得の推進を図り、女性が活躍できる地域の基盤づくりの普及に努めていきます。

事業主や労働者に対して、関連法の制度や周知徹底を図るとともに、女性のライフスタイルに応じた適切な職業能力の開発と女性の積極的な活用及び起業活動に向けた、支援体制づくりを進めていきます。

また、農業や商工自営業に従事する女性は、生産や経営において重要な役割を担っていることから、その働きが十分に評価されるよう、男女対等な環境づくりの促進を図っていくことが必要です。

重点課題1：社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進

施策の方向・事業内容	担当課
1 社会制度・慣行の見直し （1）男女の固定的な役割の見直しの啓発	総務課
2 政策・立案及び方針決定過程等への女性参画拡大 （1）情報の提供及び参画しやすい場の拡大	総務課

3 審議会委員等への女性の登用促進 (1) 積極的改善措置（ポジティブアクション）に向けた登用率の目標値設定と取り組み（当面30%）	全庁
4 事業所・団体・地域等への積極的な女性の参画促進 (1) 事業所・事業主を対象にした啓発（商工会との連携）	産業振興課
5 女性リーダーの育成 (1) 女性を対象にした研修会への参加促進 (2) 女性を対象にした講座・教室の開催	教育委員会 教育委員会
6 防災分野に関わる男女共同参画の推進 (1) 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画促進 (2) 防災の現場への女性の参画促進 (3) 地域防災活動への女性の参画推進	総務課 総務課 総務課

重点課題2：雇用（就業）の場における男女平等の推進

施策の方向・事業内容	担当課
1 雇用の場における男女均等な機会と待遇の確保 (1) 男女雇用機会均等法・労働関係法の関係機関との連携による制度周知 (2) 女性活躍推進法における、事業主行動計画の策定と制度推進	産業振興課 総務課
2 働きやすい就労支援と環境づくり体制 (1) 働きやすい環境づくり (2) 育児・介護休業制度の啓発と男性の取得の推進 (3) 仕事と家庭の両立のため関係機関との連携による制度周知 (4) 女性の職業生活に関する相談体制の充実 (5) 女性の職業能力育成に対する支援	幼児教育課 産業振興課・総務課 産業振興課 産業振興課 産業振興課
3 自営業における男女対等な環境づくりの促進 (1) 就業条件改善のための支援 (2) 家族経営協定等の啓蒙による労働環境の整備と経営への参画促進 (3) 女性の認定農業者への誘導	産業振興課 農業委員会 産業振興課

重点課題３：女性の自主的活動への支援

施策の方向・事業内容	担当課
1 女性グループの地域活動の積極的な展開 （１）活動に対する支援 （２）女性を対象にした講座・教室の開催	教育委員会・産業振興課 教育委員会
2 女性の起業活動の推進 （１）女性起業家の育成・支援	産業振興課

基本目標Ⅲ 男女が共に安心して暮らせる環境づくり

家庭生活においては、「炊事、洗濯、掃除」「子育て」「介護」は、主に女性が担っているのが現状です。特に女性にとって、職業生活は、出産や育児、介護などを理由として中断せざるを得ない場合があります。

全国的に共働きの世帯数は専業主婦の世帯数の３倍以上になっており、住民アンケートからも、共働きの家庭が増加している中で、「女性は職業をもたない方が良い」という回答は少数であり、出産・育児・介護といったライフイベントに応じた多様で柔軟な働き方がより一層求められていることが示唆されます。

「基本目標Ⅱの重点課題１：社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進」を実現するためには、ライフイベントに際し、女性も男性も全ての人が希望に応じて多様な働き方を実現できるよう、子育て支援・介護の支援といった既存の取り組みを推進していくことが重要です。また、これまでの取り組みに加え、「新認定こども園の開設」と「こども誰でも通園制度の創設」により、男女がともに充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会の充実を図っていきます。

重点課題１：安心して子育てができる環境整備

施策の方向・事業内容	担当課
１ 子育て支援策の推進 (１) こども家庭センター～よすが～事業 (２) 乳幼児健診での育児不安・相談機会の提供 (３) 小児医療提供体制の確保 (４) 子ども医療費の支給 (５) 児童虐待の相談支援体制の整備 (６) 保育時間の延長 (７) 障がい児保育事業 (８) 一時保育事業 (９) 病児保育事業の推進 (１０) ファミリーサポート事業 (１１) 地域子育て支援センター事業 (１２) 乳幼児等通園支援制度（こども誰でも通園制度） (１３) 放課後児童健全育成事業	保健福祉課 保健福祉課 国保病院 町民課 保健福祉課 幼児教育課 幼児教育課 幼児教育課 幼児教育課 幼児教育課 幼児教育課 幼児教育課 幼児教育課 幼児教育課 教育委員会

新

(14) 学習・スポーツの場所の提供（総研の利用促進）	教育委員会
(15) 家庭教育相談事業	幼児教育課
(16) 保育所（園）地域活動事業	幼児教育課
(17) ひとり親医療費助成事業	町民課
(18) 乳児健診・予防接種等の日時、場所、実施方法の弾力化	保健福祉課
(19) 外出支援サービス	幼児教育課
(20) 土幌町子育て短期支援事業	幼児教育課

重点課題２：安心して介護ができる環境の整備

施策の方向・事業内容	担当課
1 介護を支援するための施策の推進	
（１）介護予防・生活支援サービス事業	保健福祉課
（２）総合相談支援業務	保健福祉課
（３）権利擁護業務	保健福祉課
（４）認知症初期集中支援推進事業	保健福祉課
（５）認知症地域支援・ケア向上事業	保健福祉課
（６）在宅介護用品の支給	保健福祉課
（７）住宅改修相談支援事業	保健福祉課
（８）徘徊高齢者等ＳＯＳネットワーク事業	保健福祉課

基本目標Ⅳ 生涯にわたる健康な生活への支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権が尊重され、尊厳を持って生きることができることは、男女共同参画社会の形成に当たっての大前提です。心身及びその健康について、正確な知識・情報を入手することは、健康を享受できるようしていくために必要です。

特に女性の心身の状態は、妊娠や出産において男性とは異なる健康上の問題に直面します。母性の重要性や健康保持について、性別に関係なく認識することが求められるとともに、出産後の母子に対しての心身のケアや育児のサポート等の寄り添った支援を行うことが重要です。

一方、高齢化が進展する中、高齢者が抱える生活上の困難等の的確な把握に努めつつ、社会から孤立することなく、住み慣れた地域の中で希望を持って自分らしく暮らし続けられる社会の実現が求められています。高齢者が他の世代と共に社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、高齢者の多様な学習機会の提供と社会参加の取組みを推進していきます。

また、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共成する社会の実現に向けた取組みが必要です。障がいの種別ごとの特性、状態により様々な支援が必要であることに留意しつつ、新こども発達相談センターの設立により、一層の支援体制の充実を図っていきます。

重点課題１：母性保護と女性の健康の意識啓発

施策の方向・事業内容	担当課
1 妊娠・出産期における健康づくり支援 （１）妊婦健康診査費助成事業 （２）パパママ教室 （３）妊産婦・乳児訪問 （４）産前産後ケア事業	保健福祉課 保健福祉課 保健福祉課 保健福祉課
2 性と生殖に関する健康と性教育の推進 （１）性に関する指導の取り組み	教育委員会

重点課題２：高齢者や障がい者が生き生きと安心して暮らせる環境の整備

施策の方向・事業内容	担当課
1 高齢社会を生き生きと健康で暮らすための施策の推進 （１）老人クラブ、柏樹学級等を通じた生涯学習 （２）高齢者と児童・生徒の交流事業の開催 （３）検診後の健康教育の推進 （４）高齢者虐待の相談支援体制の充実 （５）地域住民グループ支援事業	教育委員会 教育委員会 保健福祉課 保健福祉課 保健福祉課
2 障がい者の生活支援とやさしいまちづくりの推進 （１）心身障がい者の相談体制の充実 （２）障がい児保育事業（再掲） （３）こども発達相談センターへの専門指導員の配置 （４）土幌町における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の作成と推進	保健福祉課 幼児教育課 教育委員会 総務課

基本目標Ⅴ 男女共同参画の視点に基づく教育・学習の充実

町民アンケートにおいて、女性が働く上で妨げになる原因について「家事や育児、介護についての女性の負担が大きい」という意見が最も多い回答となっています。「男だから、女だから」という考え方に「(どちらかといえば) 同感できない」という人が半数の割合を占める一方で、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが払拭されるに至ってはいません。

このような意識は、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されてきており、女性と男性のいずれにも存在し、家事・育児・介護負担の女性への偏りや男性の過重労働など、様々なライフスタイルに影響を与えます。

男女共同参画の推進に係る他の取組みの基盤として、また、様々な取組みの実効性を高めていく観点から、子どもをはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また、押しつけない取組み、そして、男女双方の意識を変えていく取組みが極めて重要であり、教育関係者に対しては、研修の機会を設け、意識高揚に努めていきます。

重点課題１：家庭における男女共同参画教育・学習の推進

施策の方向・事業内容	担当課
1 家事、育児、介護は、男女が共に担う意識の醸成 (1) 青年男女の子育ての大切さ、楽しさを実感できる事業の検討 (2) 男性の家事、育児、介護への参加促進	教育委員会 保健福祉課・幼児教育課
2 男女共同参画の視点に基づいた家庭教育に関する学習機会の提供 (1) 家庭教育に関する懇談会の実施 (2) 生涯学習出前講座を活用した事業や、関係団体と連携した事業を展開	幼児教育課・教育委員会 教育委員会・地域戦略課

重点課題２：学校における男女共同参画教育・学習の推進

施策の方向・事業内容	担当課
1 男女共同参画に関する教職員の研修機会の充実 (1) 教職員研修の実施	教育委員会

2 家事、育児、介護など男女が共に担う視点からの教育の推進 (1) 小学生の家事、育児、介護の体験学習 (2) 中、高校生の家事、育児、介護の体験学習	教育委員会 教育委員会・高校
3 男女共同参画の視点に立った学習の推進 (1) 家庭科、技術科、保健体育授業の男女共修	教育委員会・高校

重点課題3：社会における男女共同参画教育・学習の推進

施策の方向・事業内容	担当課
1 地域における男女共同参画社会づくりへの機運醸成 (1) 子育て意見交換会 (2) 井戸端会議開催	幼児教育課 幼児教育課
2 男女共同参画の視点に基づいた社会教育の推進 (1) 男女がともに参加できる社会教育事業の検討	教育委員会
3 女性問題に関する広報、啓発及び情報収集と提供	総務課・保健福祉課

基本目標Ⅵ 国際社会における交流・協力の推進

男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされています。国際社会における普遍的価値としての人権の尊重とジェンダー平等の実現及びジェンダー主流化は、分野横断的な価値として、SDGsの全ての目標の実現に不可欠なものと位置づけられています。

各国の女性が置かれている状況や女性問題の取り組みの実態などを把握し、国際社会の一員としての認識を深める必要があります。

重点課題１：国際交流と国際協力への参画推進

施策の方向・事業内容	担当課
1 国際交流・国際活動への参画推進 （１）女性を対象にした文化交流教室等の開設 （２）在外体験者による英語教育の実施	教育委員会 教育委員会
2 多様な文化や異なる国籍を持つ人との共生 （１）国際理解教育 （２）外国語指導助手（ALT）等による授業の実施	教育委員会・高校 教育委員会・高校

基本目標Ⅶ 推進体制の確立

各施策を効果的に推進していくためには、庁内において各部署の役割を明確にし、かつ、情報共有を図る行政運営の体制整備が必要です。

また、管理体制の確立や、住民の声を反映した施策推進のための調査研究を実施する体制も必要です。

さらに、各地域の住民と行政が連携して施策を推進できる体制の確立も重要です。

重点課題１：庁内推進体制の強化

施策の方向・事業内容	担当課
1 推進体制の強化と施策評価体制の整備 （１）定期的な情報の共有 （２）女性の職業生活における活躍推進に向けた意見交換	総務課 総務課

重点課題２：推進管理体制の確立

施策の方向・事業内容	担当課
1 男女共同参画審議会による検証 （１）各種審議会の登用率検証	総務課
2 調査研究、情報収集 （１）町民の男女共同参画意識調査・研究	総務課

重点課題３：民間団体及び町民との協力連携

施策の方向・事業内容	担当課
1 行政と町民相互等の協力と連携 （１）各地区担当者を通じた協力体制の確立	総務課

資 料 編

1 士幌町男女共同参画推進条例	24
2 男女共同参画に関する動き	29
3 男女共同参画に関する住民アンケート結果	40

1 士幌町男女共同参画推進条例

平成17年3月18日

条例第3号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第14条)

第2章 基本施策等(第15条—第23条)

第3章 士幌町男女共同参画審議会(第24条—第26条)

第4章 補則(第27条)

(前文)

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれ、わが国は男女平等の実現に向けた取組みを国際社会における取組みと連動し進め、男女共同参画社会基本法や国内法令等を整備してきました。

士幌町は、先人からの開拓精神が受けつがれ、豊かな自然と人間性そして愛に満ちたふれあいのあるまちづくりを進めてきました。

こうした中、本町では多くの女性が労働に携わり、家庭や地域の担い手として大きな役割を果たしています。しかし、町民の意識には家庭、職場、地域において男女間の不平等を感じている状況も存在しており、男女平等に向けた一層の努力が求められています。

少子高齢化や社会情勢の急速な変化に対応し、誰もが生き生きと安心して暮らせる豊かで活力に満ちた士幌町を築いていくためには、男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成は欠くことのできないものです。

ここに、私たちは地域が一体となり、男女共同参画社会の実現を目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に向けて、基本理念を定め、町、町民、事業者等及び教育関係者の責任と役割を明らかにするとともに、町が行う施策について基本となる事項を定め、男女共同参画社会を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例においての用語の意味は、次のとおりです。

(1) 男女共同参画 性別にかかわらず全ての人の人権が尊重され、社会の対等な構成員

として、自らの意思で社会のあらゆる分野に参画する機会が確保されるとともに、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、ともに責任を担うことをいいます。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲で、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいいます。

(3) 事業者等 町内において公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業活動を行う個人、法人及び町内会、その他の各種団体をいいます。

(4) 教育関係者 家庭、学校、地域その他のあらゆる分野において教育活動を行う者をいいます。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会づくりは、男女の個人としての人権が尊重され、性別による差別的な取扱いをなくすとともに、互いの特性を認め合い、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることを基本として、行わなければなりません。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会づくりに当たっては、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、社会における制度又は慣行が、男女の社会活動に対し影響を及ぼすことのないよう配慮されなければなりません。

(施策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会づくりは、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる施策、立案及び決定において共同で参画する機会が確保されることを基本として、行わなければなりません。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会づくりは、家族を構成する男女が、お互いに協力し、社会の支援を受け、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場や地域などでの社会生活を両立できることを基本として、行わなければなりません。

(生涯にわたる健康な生活等への配慮)

第7条 男女共同参画社会づくりは、男女が互いの性を理解し、共に生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されなければなりません。

(教育及び学習における男女共同参画への配慮)

第8条 男女共同参画社会づくりは、社会のあらゆる分野における教育及び学習において、男女共同参画の重要性が認識されるように配慮されなければなりません。

(国際社会における取組みへの配慮)

第9条 男女共同参画社会づくりは、国際社会における取組みと密接な関係を有しているこ

とを考慮し、国際社会の動向を踏まえながら行われなければなりません。

(町の責任と役割)

第10条 町は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、第3条から前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、計画的に実施します。

2 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、町民、事業者等、国、北海道及び他の自治体と協力して取り組みます。

3 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な体制を整備し、財政上の措置を行うよう努めます。

(町民の責任と役割)

第11条 町民は、男女共同参画社会についての理解を深めるとともに、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、その実現に努めます。

2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

(事業者等の責任と役割)

第12条 事業者等は、その事業活動等を行うにあたり、男女共同参画社会についての理解を深め、基本理念に基づき、男女の対等な参画機会の確保、職場生活と家庭生活などを両立して行うことができる就業環境の整備など、男女共同参画を進めるよう努めます。

2 事業者等は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

(教育関係者の責任と役割)

第13条 教育関係者は、男女共同参画社会についての理解を深め、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に配慮した教育を行うよう努めます。

2 教育関係者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

(性別による権利侵害の禁止)

第14条 誰であっても、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、性別を理由とした権利侵害や差別的取扱いを行ってははいけません。

2 誰であっても、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、相手が望まない性的な言動や不愉快な思いを与える行為を行ってははいけません。

3 誰であっても、全ての男女間において身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってははいけません。

第2章 基本施策等

(基本計画)

第15条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために基本計画を策定します。

2 町長は、基本計画を策定又は変更するに当たっては、あらかじめ土幌町男女共同参画審議会の意見を聴かなければなりません。

3 町長は、基本計画を策定又は変更したときは、これを公表します。

(積極的改善措置)

第16条 町は、町の付属機関等の委員に任命する場合及び施策の立案、決定その他の機会において男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、積極的改善措置を図るよう努めます。

(町民、事業者等の理解を深める広報及び啓発活動)

第17条 町は、情報提供、広報活動などを通じて、家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に関する町民及び事業者等の理解を深めるよう適切な広報及び啓発活動を行うよう努めます。

(町民及び事業者等の活動に対する支援)

第18条 町は、町民及び事業者等が行う男女共同参画の推進に関する取組みに対し、情報提供、人材育成などの必要な支援を行うよう努めます。

(自営業における環境整備)

第19条 町は、自営の農林業及び商工業等に従事する女性が、正当な評価のもとにその主体性を活かし、能力を十分に発揮して、男女が対等な構成員として方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保されるよう、必要な環境整備に努めます。

(教育活動による意識の醸成)

第20条 町は、学校教育その他のあらゆる教育及び学習の機会において、個人の尊重、男女の平等及び男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努めます。

(町民等からの申出)

第21条 町民等は、男女共同参画を阻害すると思われることや進めるために必要と思われることがある場合は、町長に申し出ることができます。

2 町長は、前項の申し出に対し必要と認める場合は、関係機関と連携を図り、適切に対応するよう努めます。

(公表)

第22条 町長は、基本計画に基づいた男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、その概要を公表します。

(調査研究)

第23条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、効果的に実施していくため、必要な事項について情報の収集、調査及び研究を行います。

第3章 土幌町男女共同参画審議会

(設置)

第24条 男女共同参画社会の実現に関する施策の推進について調査研究をするため、士幌町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置します。

2 審議会は次に掲げる事務を調査、審議します。

- (1) 町長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する事項を調査、審議し、意見を述べること。
- (2) 前項に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関して必要と認める重要事項について意見を述べること。

(組織等)

第25条 審議会の委員は10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱します。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募に応じた町民
- (3) 事業者等
- (4) 教育関係者
- (5) 前各号のほか、町長が必要と認めた人

2 委員の選任は、男女の構成比が同数となるよう努めます。

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、再任を妨げません。

4 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選することとします。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表することとします。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理することとします。

(会議)

第26条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となります。

2 審議会は、委員の過半数の出席をもって成立することとします。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決まり、可否同数の場合は会長が決めることとします。

第4章 補則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行します。

2 男女共同参画に関する動き

年	世 界	日 本	北 海 道	士 幌 町
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	・「婦人問題企画推進本部」設置 ・「婦人問題企画推進本部会議」開催 ・「婦人問題担当室」設置		
1976年 (昭和51年)	・国際婦人の十年スタート(～85) ・ILO 婦人労働問題担当室設置	・「育児休業法」施行 (女子教員・看護婦・保母を対象) ・「民法の一部を改正する法律」施行 (離婚復氏制度)		
1977年 (昭和52年)	3月8日を「国際女性デー」として制定。	・「国内行動計画」策定 ・「国内行動計画前期重点目標」決定 ・国立婦人教育会館開館		
1978年 (昭和53年)		・「国内行動計画」第1回報告書発表	・「北海道婦人行動計画」策定	
1979年 (昭和54年)	・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択			

年	世 界	日 本	北 海 道	士 幌 町
1980年 (昭和55年)	・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 ・「女子差別撤廃条約」署名式	・「国内行動計画」第2回報告書発表 ・「女子差別撤廃条約」への署名決定	・北海道婦人指導員配置(14支庁) (平成5年北海道女性指導員に改称)	
1981年 (昭和56年)	・「女子差別撤廃条約」発効 ・ILO156号条約採択	・「国内行動計画後期重点目標」策定 ・「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行(配偶者の法定相続分の引上げ)	・北海道婦人行動計画推進協議会設立(昭和62年北海道女性の自立プラン推進協議会に改称)	
1983年 (昭和58年)		・婦人少年問題審議会婦人労働部会(男女雇用平等法審議)中間報告	・北海道婦人の十年中間年全道大会開催(札幌市)	
1984年 (昭和59年)	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議のためのエスキャップ地域政府間準備会議(東京)	・総理府「アジア太平洋地域婦人シンポジウム」開催	・生活環境部道民運動推進本部に青少年婦人局を設置 ・「北海道婦人行動計画後期推進方策」策定	
1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議	・「国籍法」の改正 ・「男女雇用機会	・北海道婦人問題研究懇話会を北海道女性会議	

年	世 界	日 本	北 海 道	士 幌 町
	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	均等法」の公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	に改組 ・ナイロビ世界会議 NGO フォーラム参加 ・「女性さみっと2/2の世界へ」開催	
1986年 (昭和61年)		・ 婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大、任務も拡充 ・ 婦人問題企画推進有識者会議開催 ・ 国民の年金法等の一部を改正する法律施行(女性の年金権の確立)		
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	・「北海道女性の自立プラン」策定	
1988年 (昭和63年)			・ 生活福祉部に青少年婦人室を設置 ・ 審議会等への女性委員の登用目標率 20%に改定	
1989年 (平成元年)	・ 国連は1994年を国際家族年とすることを採択			

年	世 界	日 本	北 海 道	士 幌 町
1990年 (平成2年)	・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の見直し方針決定		
1991年 (平成3年)	・海外経済協力機関(OECD)「開発と女性」配慮のための指針策定	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 ・「育児休業法」の公布	・北海道立女性プラザ開設	
1992年 (平成4年)		・「育児休業法」施行 ・婦人問題担当大臣任命		
1993年 (平成5年)	・国連世界人権会議開催(ウィーン) ・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・第1回婦人問題に関する全国女性リーダー会議開催 ・中学校での家庭科の男女必修実施 ・「パートタイム労働法」成立・施行	・青少年婦人室を青少年女性室に改称	

年	世 界	日 本	北 海 道	士 幌 町
1994年 (平成6年)	・「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ)「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 ・国際人口開発会議開催(カイロ)	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置 ・高等学校での家庭科の男女必修実施	・北海道の女性発行	
1995年 (平成7年)	・第4回世界女性会議(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択 ・国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択	・「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化) ・ILO156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)」批准	・青少年女性室を女性室に改組 ・北海道女性会議を北海道男女共同参画懇話会に改組 ・北海道男女共同参画推進本部設置	
1996年 (平成8年)		・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定		
1997年 (平成9年)	・第41回婦人の地位向上委員会開催(ニューヨーク)	・男女共同参画審議会設置(法律) ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」	・「北海道男女共同参画プラン」策定 ・「女性に関する意識調査」発行	

年	世 界	日 本	北 海 道	士 幌 町
		公布 ・男女共同参画 白書発表		
1998年 (平成10年)		・男女共同参画 審議会「男女共同 参画社会基本法 について」答申	・北海道国際女 性フォーラム開 催 ・審議会等への 女性委員の登用 率目標30%に 改定	
1999年 (平成11年)		・「男女共同参画 社会基本法」公 布、施行 ・「食料・農業・農 村基本法」公布、 施行 ・男女共同参画 審議会「女性に対 する暴力のない 社会を目指して」 答申		
2000年 (平成12年)	・国連特別総会 「女性2000年会 議」(ニューヨーク)	・男女共同参画 審議会「男女共同 参画基本計画策 定に当たっての 基本的な考え方」 答申 ・「男女共同参画 基本計画」策定 ・「男女共同参画 週間について」男	・北海道男女共 同参画懇話会「男 女平等参画に関 する条例の制定 に向けて」意見書	

年	世 界	日 本	北 海 道	士 幌 町
		女共同参画推進本部決定		
2001年 (平成13年)		・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者からの保護に関する法律」施行 ・「育児・介護休業法」の一部改正 ・第1回男女共同参画週間 ・閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」 ・男女共同参画推進本部決定「女性に対する暴力をなくす運動について」	・北海道男女平等参画推進条例制定 ・「女性に対する暴力」実態調査報告書発行 ・「女性室」を「男女平等参画推進室」に改組 ・「北海道男女共同参画推進本部」を「北海道男女平等参画推進本部」に改組 ・北海道男女平等参画審議会設置	
2002年 (平成14年)		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催 ・男女共同参画会議決定「配偶者暴力防止法の円滑な施行につい	・北海道男女平等参画基本計画策定 ・北海道立女性相談援助センターに「配偶者暴力相談支援センター」機能を整備	

年	世 界	日 本	北 海 道	士 幌 町
		て」、「平成13年度監視」、「苦情処理等システム」		
2003年 (平成15年)		・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・男女共同参画社会の将来像検討会開催 ・第4回・5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議		・男女共同参画社会検討会議設置 ・男女共同参画社会部会(町民会議)設置 ・男女共同参画に関する住民意識調査を実施
2004年 (平成16年)		・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ・「配偶者暴力防止法」改正 ・「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」策定		
2005年 (平成17年)	・北京+10(第49回国連婦人の地位委員会)	・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定		・士幌町男女共同参画推進条例制定 ・士幌町男女共同参画審議会設置
2006年	・第1回東アジア		・「北海道配偶者	・「士幌町男女共

年	世 界	日 本	北 海 道	士 幌 町
(平成18年)	ア男女共同参画担当大臣会議(東京)		暴力防止及び被害者保護・支援に関する基計画」策定	同参画基本計画」策定
2007年 (平成19年)	・第2回東アジア男女共同参画担当大臣会議(ニューデリー)	・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」策定 ・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
2008年 (平成20年)	・第3回東アジア男女共同参画担当大臣会議(ソウル)	・男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」	・「第2次北海道男女平等参画基本計画」策定	
2009年 (平成21年)			・「第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画」策定	
2010年 (平成22年)	・第4回世界女性会議15周年における宣言	・「男女共同参画基本計画(第3次)」策定		
2011年 (平成23年)	・「UN Women」発足			・「第2期士幌町男女共同参画基本計画」策定
2014年 (平成26年)			・「北の輝く女性応援会議」設置	
2015年 (平成27年)	・国連婦人の地位委員会(「北京	・「女性の職業生活における活躍	・「女性の活躍支援センター」	・男女共同参画に関する住民ア

年	世 界	日 本	北 海 道	士 幌 町
年)	+20」記念会合) 開催 ・持続可能な開 発 (SDG s) 採択	の推進に関する 法律」公布、施行 ・「男女共同参画 基本計画 (第 4 次)」策定	開設	ンケートを実施
2016年 (平成28 年)		・男女雇用機会 均等法改正 ・育児・介護休業 法改正 ・「女性の職業生 活における活躍 の推進に関する 法律」完全施行	・北海道女性活 躍推進計画策定	・「第3期士幌町 男女共同参画基 本計画」策定
2017年 (平成29 年)		・改正男女雇用 機会均等法施行 ・育児・介護休業 法施行		
2018年 (平成30 年)		・政治分野にお ける男女共同参 画の推進に関す る法律公布・施行	・第3次北海道 男女平等参画基 本計画策定	
2019年 (平成31 年・令和元 年)		・女性の職業生 活における活躍 の推進に関する 法律改正	・第4次北海道 配偶者暴力防 止、被害者保護 及び支援等に関 する基本計画策 定	
2020年 (令和2年)				・男女共同参画 に関する住民ア ンケートを実施
2021年 (令和3年)		・政治分野にお ける男女共同参		・「第4期士幌町 男女共同参画基

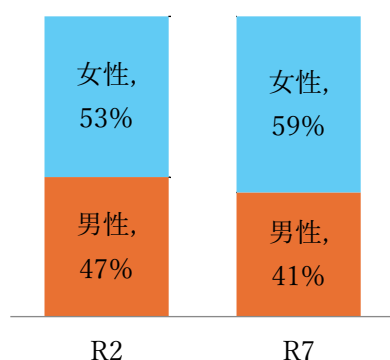
年	世 界	日 本	北 海 道	士 幌 町
		画の推進に関する法律改正 ・「男女共同参画基本計画（第5次）」策定		本計画」策定
2022年 （令和4年）		・民法改正（男女の婚姻開始年齢を18歳に統一）		
2023年 （令和5年）		・		
2024年 （令和6年）	SDGs 実施指針改訂版			
2025年 （令和7年）		・「男女共同参画基本計画（第6次）」策定		・男女共同参画に関する住民アンケートを実施

3 男女共同参画に関する住民アンケート結果

1. 調査対象 令和7年2月1日現在土幌町に在住している20歳～70歳の男女
2. 調査人数 600名（10歳区切り各世代男女各50名）
3. 抽出方法 性別・年代別は無作為抽出
4. 調査方法 郵送・電子回答によるアンケート調査
5. 調査期間 令和7年2月14日～3月31日
6. 回収率 34.3%（前回(R2)40.8%）

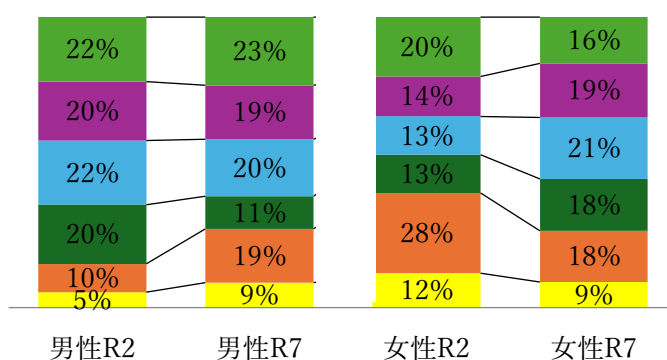
— 回答者自身について —

(1) 性別

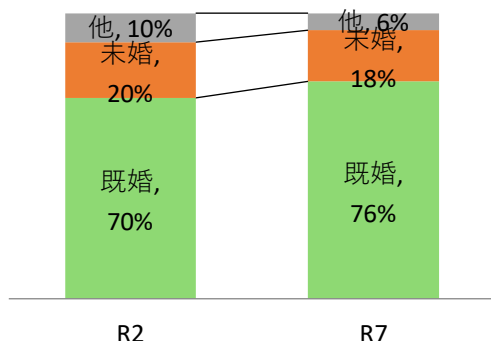


(2) 年代

■ 20代 ■ 30代 ■ 40代 ■ 50代 ■ 60代 ■ 70代

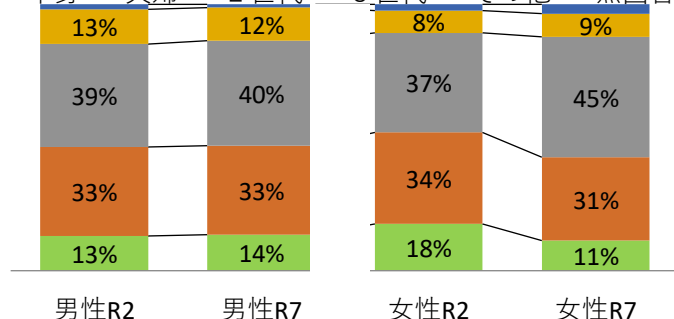


(3) 既婚・未婚



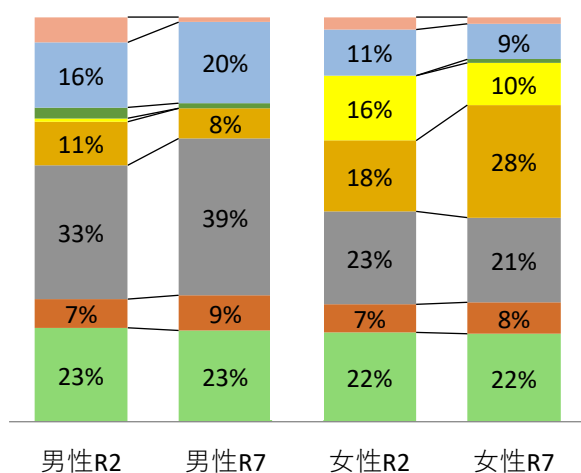
(4) 家族構成

■ 単身 ■ 夫婦 ■ 2世代 ■ 3世代 ■ その他 ■ 無回答



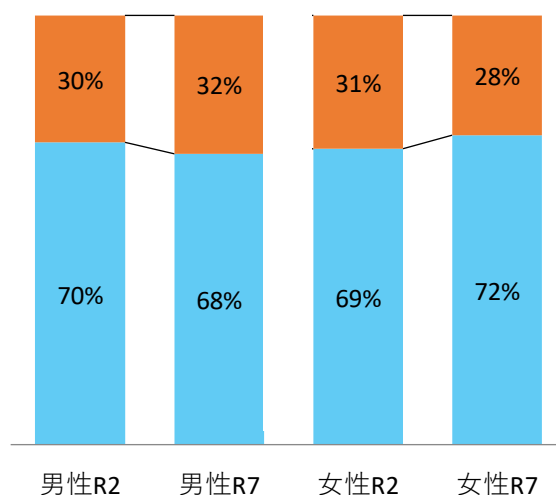
(5) 職業

■ 農林業 ■ 自営業 ■ 会社員 ■ パート ■ 専業主婦 ■ 学生 ■ 無職 ■ その他

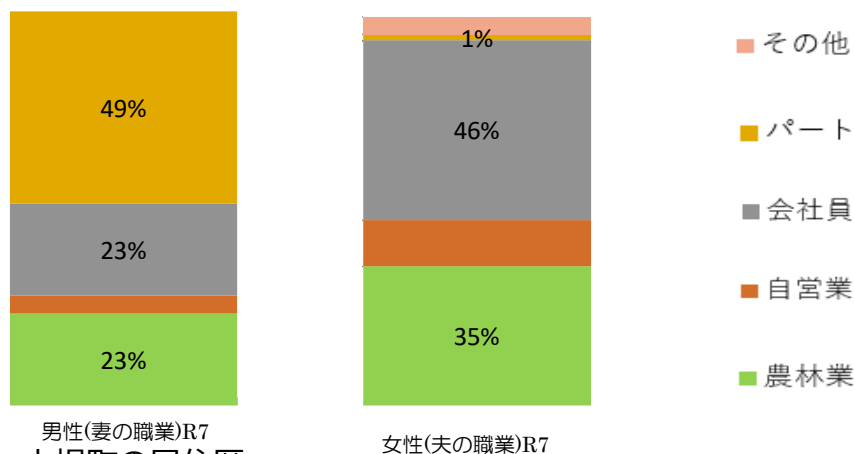


(6) ① 共働き（既婚者のみ）

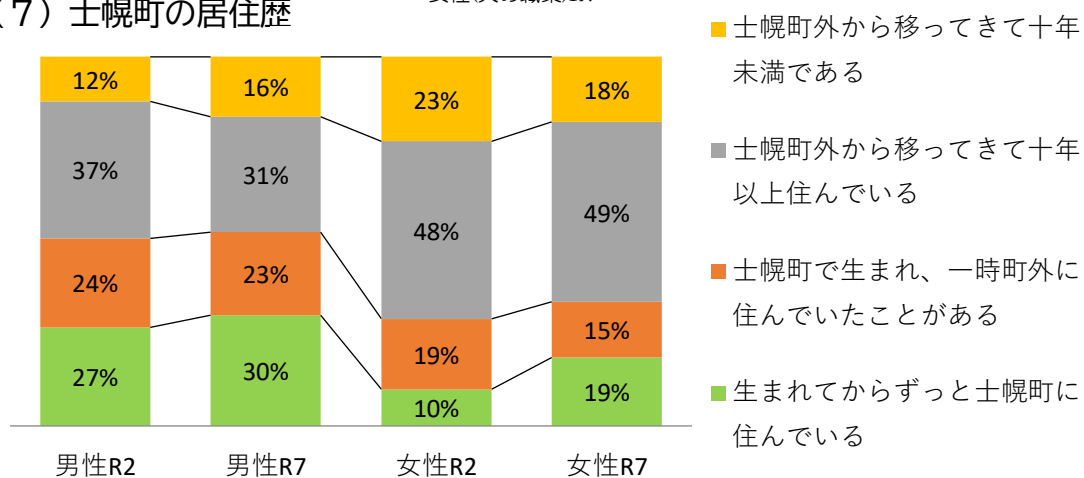
■ している ■ していない



(6) ② 配偶者の職業



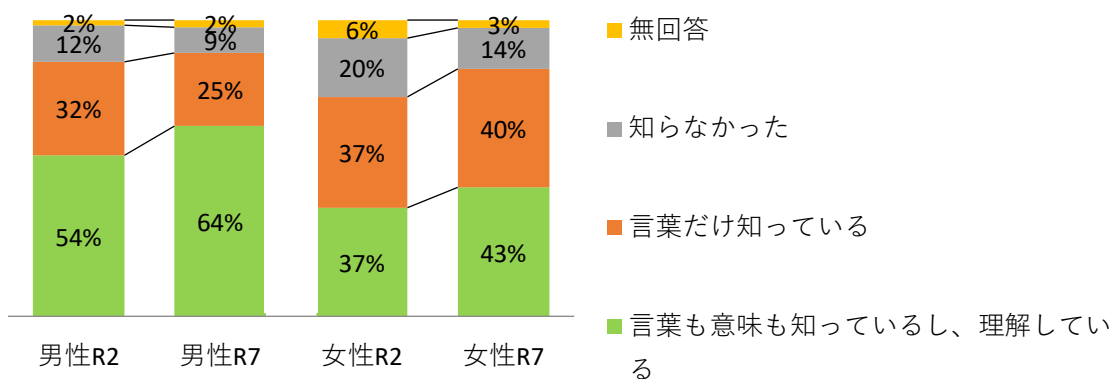
(7) 土幌町の居住歴



共働きをしていると回答した女性の割合が増加した。妻の職業はパートの割合が49%となった。

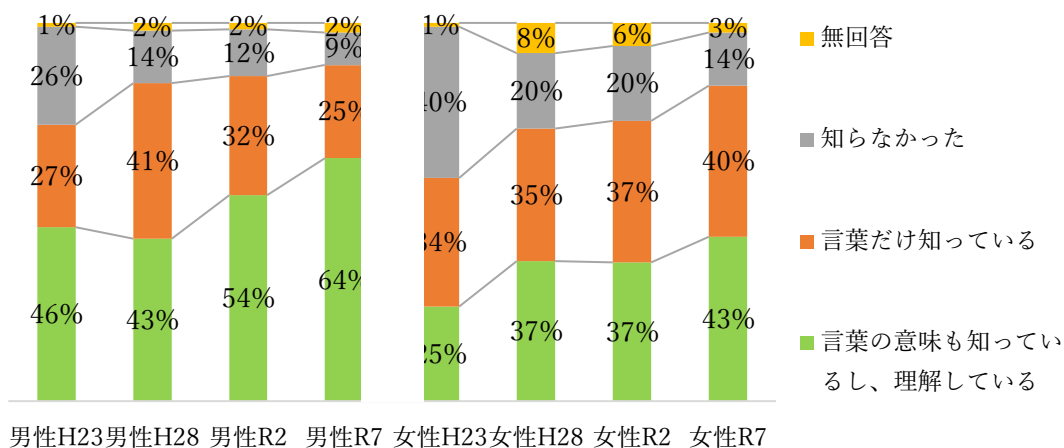
— 男女平等意識 —

問1 あなたは「男女共同参画社会」という言葉と意味についてご存知でしたか？



男女共に「言葉も知っているし、理解している」と回答した人の割合が増加した。

○問1の質問について、平成23年から令和7年の回答の比較



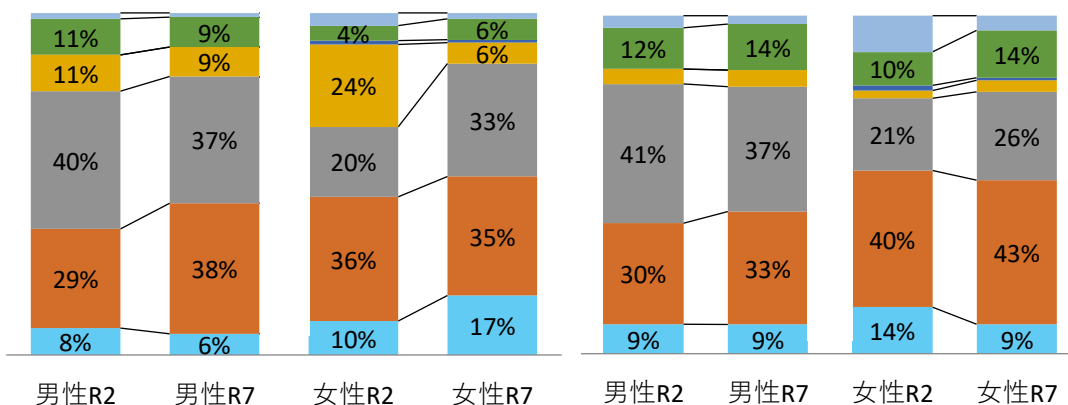
男性、女性ともに平成23年と比較すると、言葉だけ知っている又は言葉の意味も知っていて理解もしていると回答した人の割合は増加し、その割合は80%を超えた。

問2 あなたは次の身近な項目について、男女平等になっていると思いますか？

ア 家庭生活

イ 職場・学校

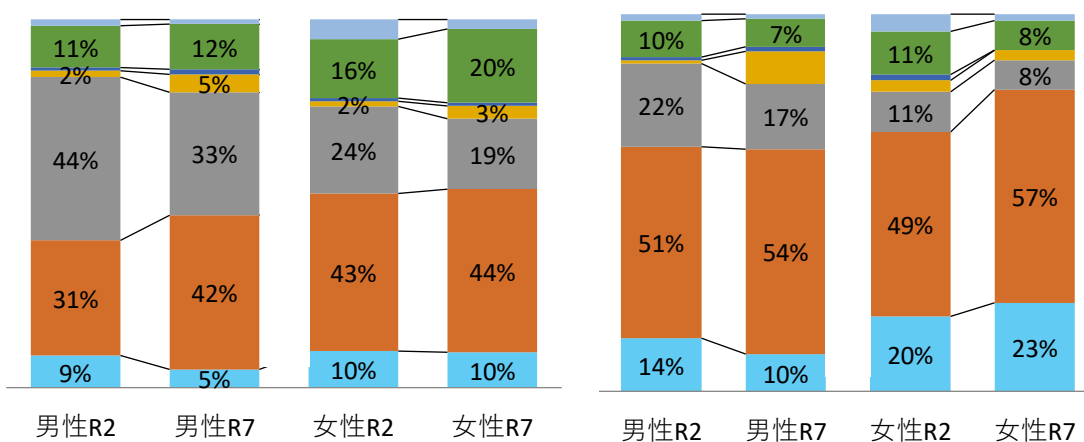
- わからない
- 女性が優遇されている
- どちらかといえば女性
- 平等である
- どちらかといえば男性
- 男性が優遇されている



ウ 地域活動

エ 社会全体

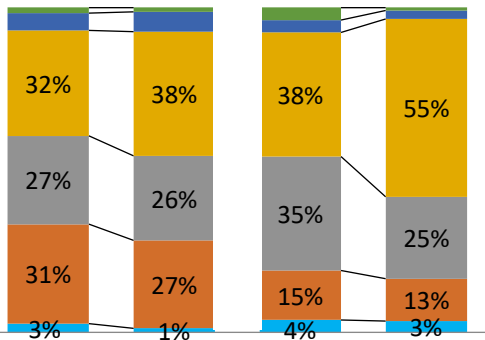
- わからない
- 女性が優遇されている
- どちらかといえば女性
- 平等である
- どちらかといえば男性
- 男性が優遇されている



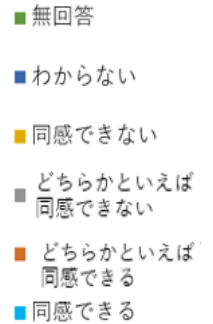
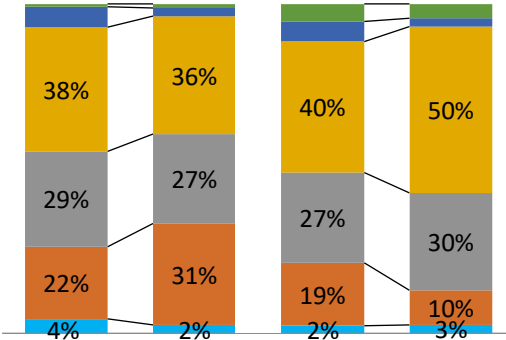
家庭生活において、女性が優遇されているという割合が減少し、社会全体において、男性が優遇されていると回答した割合が男女共に増加している。

問3 次の項目について、あなたの考えに一番近いものはどれですか？

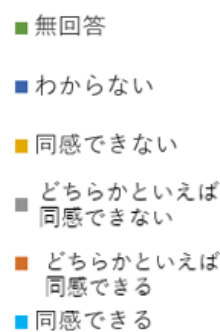
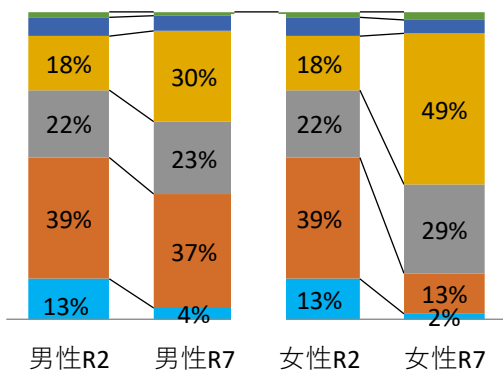
ア 男は仕事、女は家庭



イ 男だから、女だから

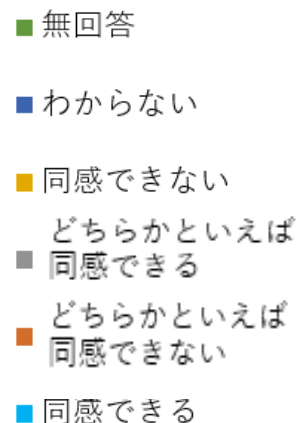
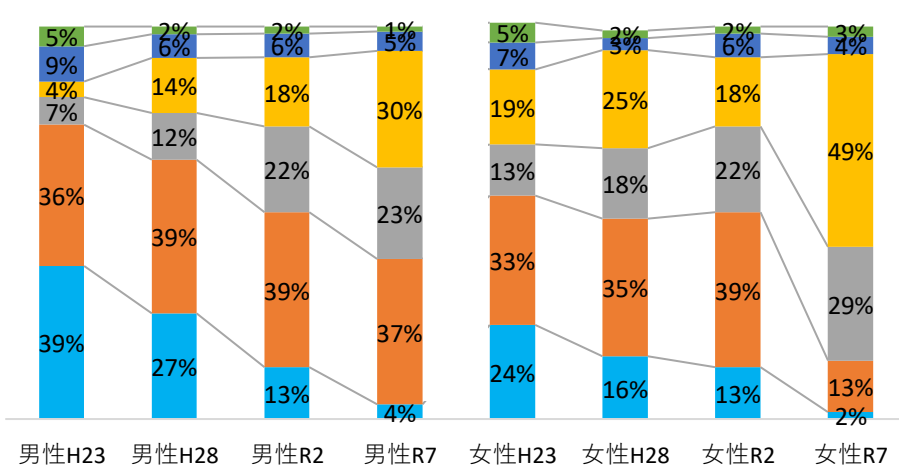


ウ 男の子は男らしく、女の子は女らしく



「男は仕事、女は家庭」、「男の子は男らしく、女の子は女らしく」に対し、同意できないと回答する人の割合が男女ともに大幅に増加した。

○問3（ウ）について、平成23年から令和7年の回答の比較



平成23年では男性の約40%が男は男らしく、女は女らしくという質問に対し、同意と回答していたが、令和7年ではその回答割合が4%まで減少した。

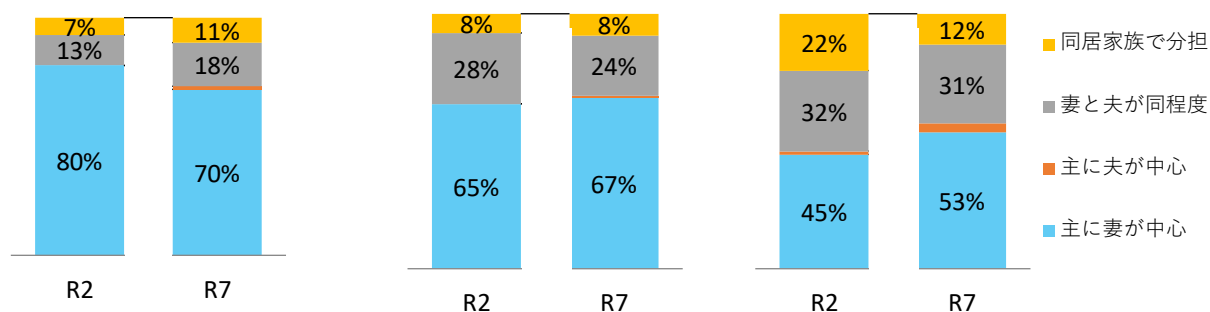
— 家庭生活 —

問4 あなたの家庭では、次の項目についてどのように行っていますか？

ア 炊事、洗濯、掃除など

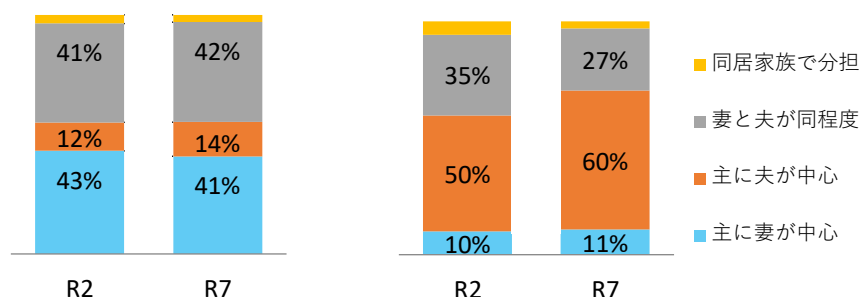
イ 子育て

ウ 高齢者等の介護



エ 学校行事・PTA活動

オ 町内会活動

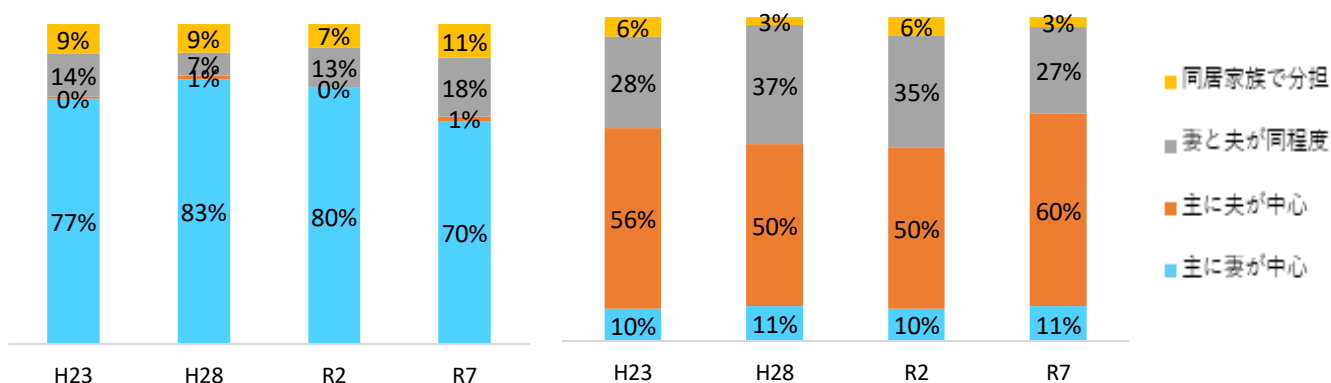


炊事、洗濯、掃除などの家事や子育て、介護については、依然「主に妻が中心」と回答した割合が高い。

○問4（ア、オ）について平成23年から令和7年の回答の比較

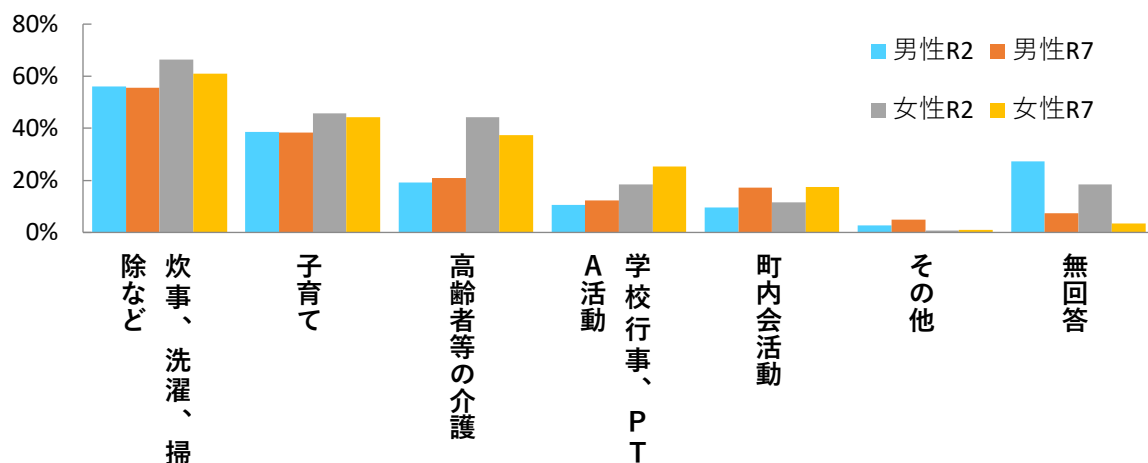
（炊事、洗濯、掃除など）

（町内会活動）



（ア）炊事、洗濯、掃除などの分野においては平成23年と令和7年を比較しても依然として妻が中心と回答した割合が高いままであり、（オ）の町内会活動においては夫が中心と回答した割合が高いままとなっており、固定的役割分担の意識が根強く残っていることがわかる。

問5 問4の項目の中で、あなたが男女平等の意識が遅れていると思われるものは何ですか？【複数回答】

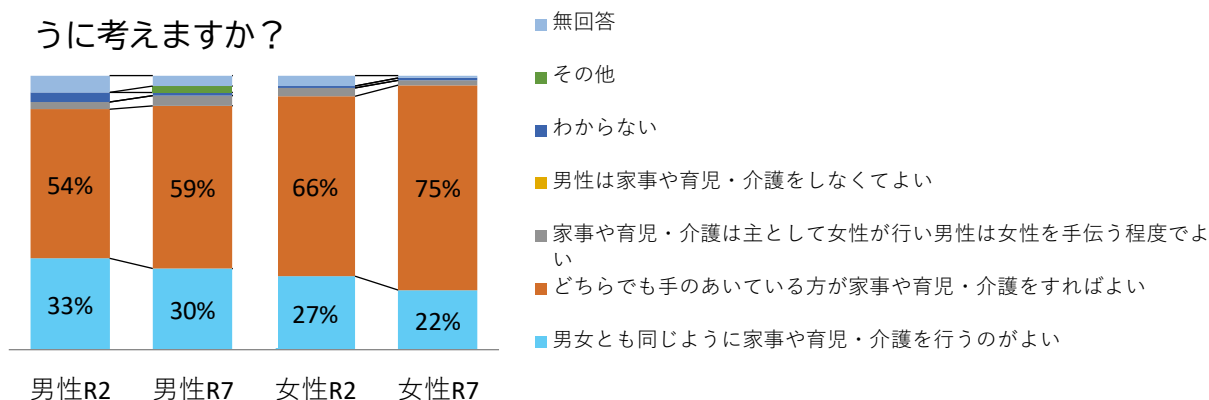


○その他

- ・財産分与
- ・全て遅れている
- ・家庭生活内の男女平等は、経済（家庭生活で必要となるお金）が関係するため、家庭生活内のことだけで男女平等を回答することは適切ではないと思う。例えば、男女ともに同程度の経済力（稼ぎ）があるならば、家庭生活内の家事等も同程度であるべきと思う。また、労働時間が同程度であれば、家庭生活内の家事等も同程度であるべきと思う。このような家庭生活の前提であるべきことが無視された設問ではないでしょうか。
- ・農業関連組織、公民館、保全隊、協力委員会、神社組織など
- ・意識を遅らせているのは、社会の構造

問4と同様に、「炊事、選択、掃除など」、「子育て」、「高齢者等の介護」について、男女平等の意識が遅れていると回答している人の割合が高い水準にあるが、女性からの回答割合については若干の低下が見られた。

問6 一般的に共働きの家庭での家事や育児・介護の役割分担について、あなたはどのように考えますか？

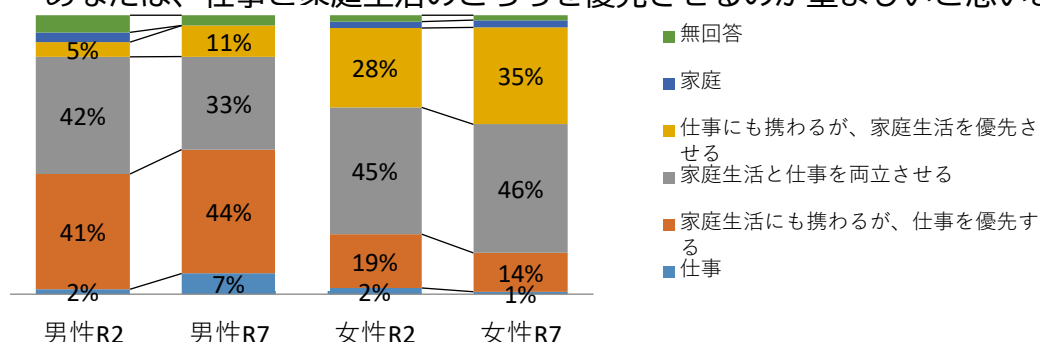


○その他

- ・状況に応じて、それぞれの立場と考え方を考慮し過度な負担を避け、家庭内で処理できる事と外部に依存することが好ましいことを皆で検討してからが望ましい。
- ・一律に平等という概念ではなく、それぞれの状況を理解し、お互いに協力し合う事が大切だと思います。

手の空いている方が育児・介護を行うと回答した割合が依然として高いが、「男女同じように行うのがよい」と答えた人の割合が男女共に低下した。

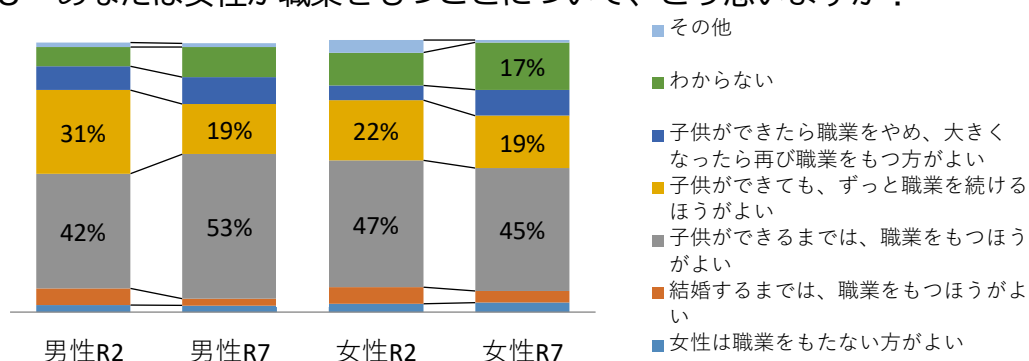
問7 あなたは、仕事と家庭生活のどちらを優先させるのが望ましいと思いますか？



男女共に「仕事にも携わるが、家庭生活を優先させる」と回答した人の割合が増加した。男性は仕事、家庭生活にも携わるが仕事を優先させると回答した人の割合が増加した。

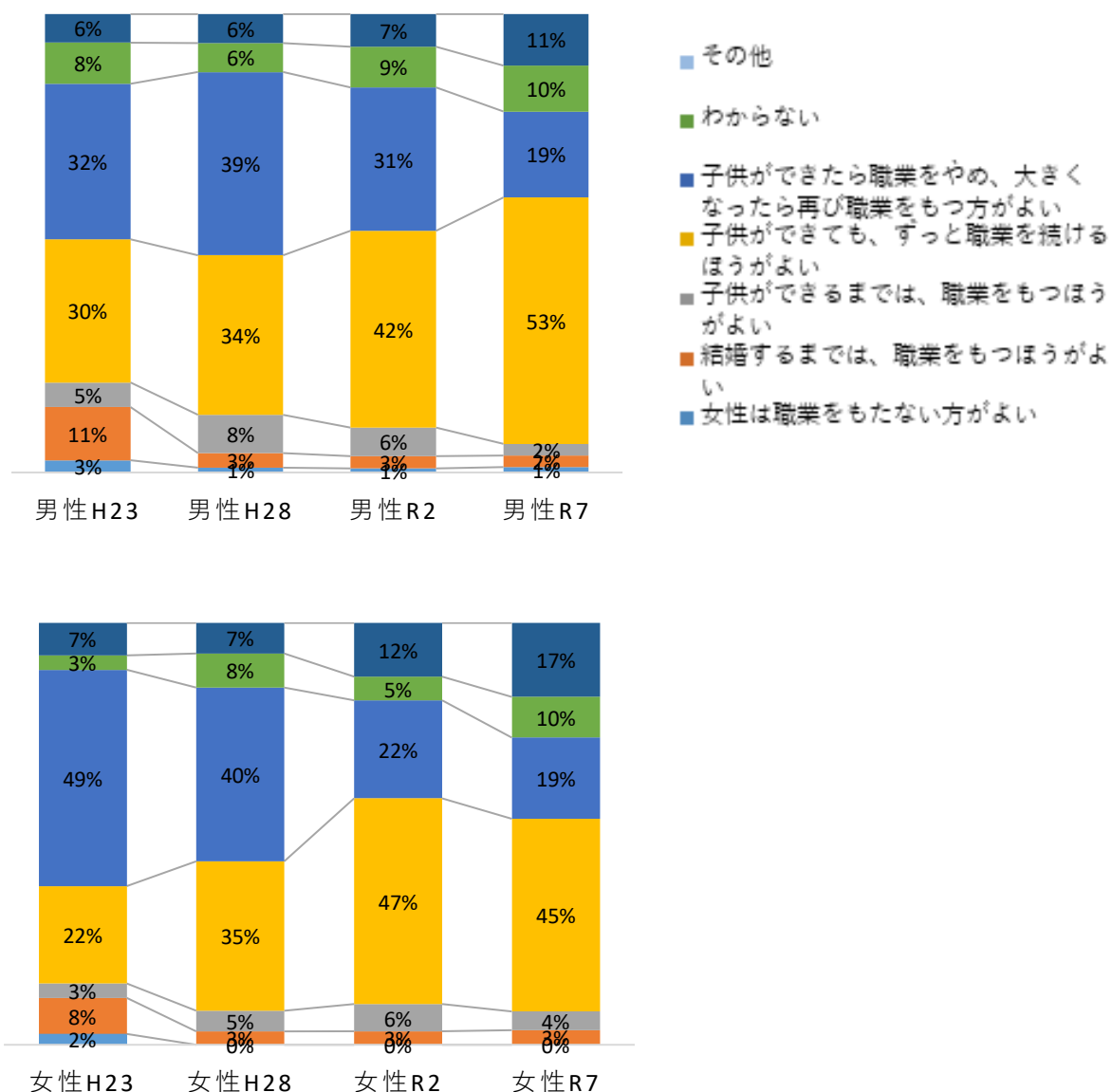
— 仕事 —

問8 あなたは女性が職業をもつことについて、どう思いますか？



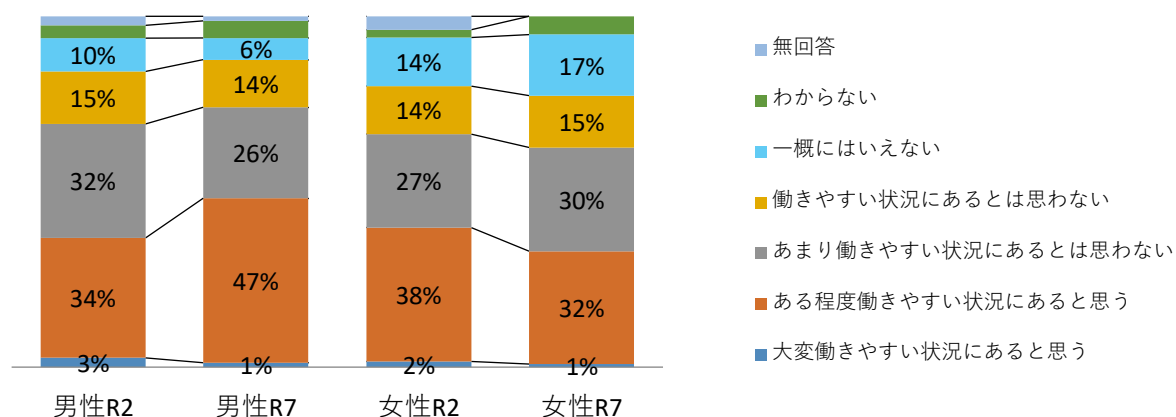
男女共に、子供が出来るまでには、職業を持つ方がよいと回答した割合が最も高く、次いで、子供ができて、ずっと職業を続ける方がよいと回答した人の割合が高い。

○問8について、平成23年から令和7年までの男女別回答の比較



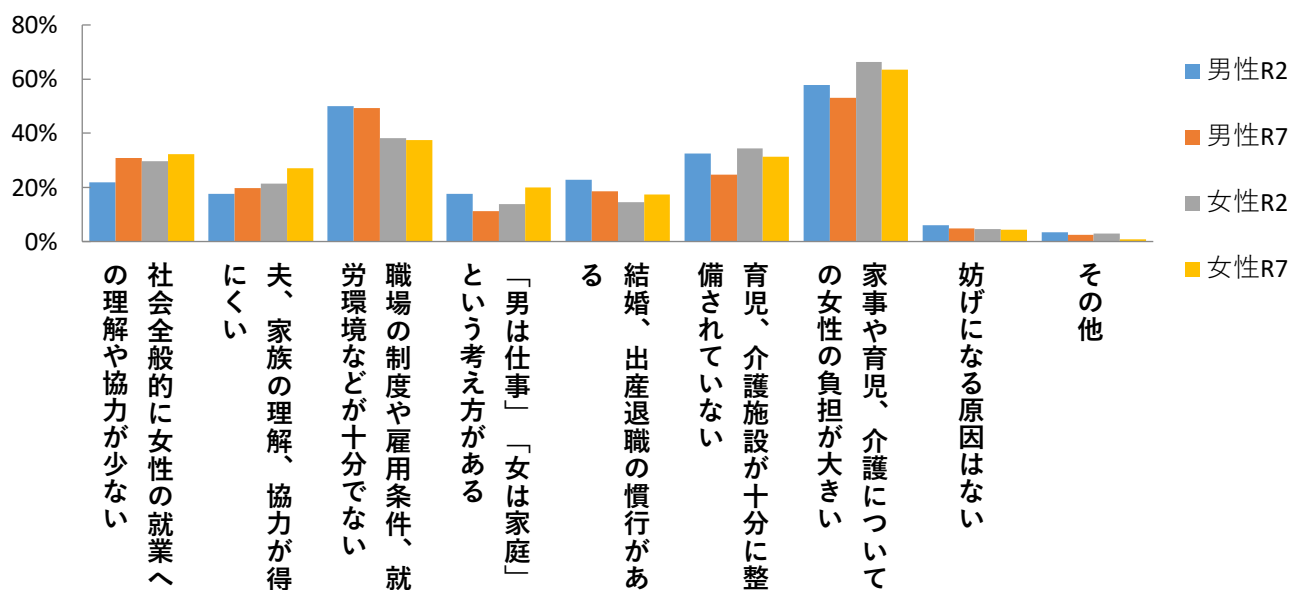
「子供ができて、ずっと職業をもつほうがよい」と回答した人の割合が男性、女性ともに増加した一方で、子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよいと回答した人の割合が減少した。

問9 現在の社会は女性が働きやすい状況にあると思いますか？



「ある程度女性が働きやすい状況だと思う」と回答した割合は、男性では増加した一方、女性では減少した。

問10 女性が働くうえで妨げになる原因について、どのようにお考えですか？【3つまで】



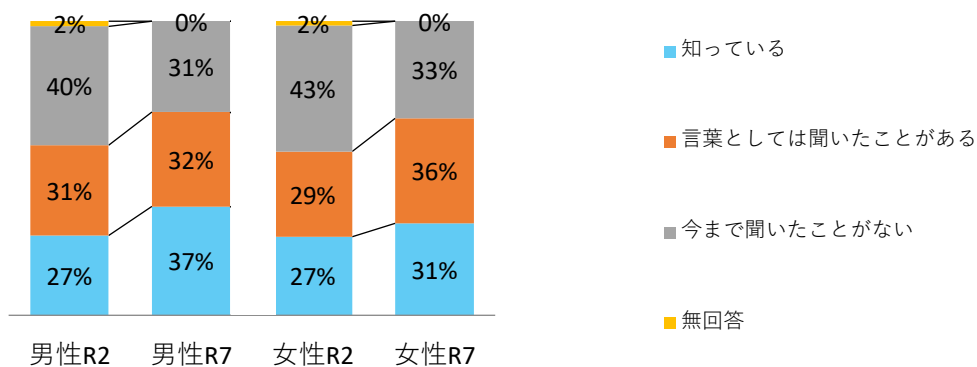
○その他

- ・ 夫の職場の理解が乏しい
- ・ 所得 103 万円の壁

PMSをはじめ、女性特有の疾病や悩みに対する理解度が低いこと

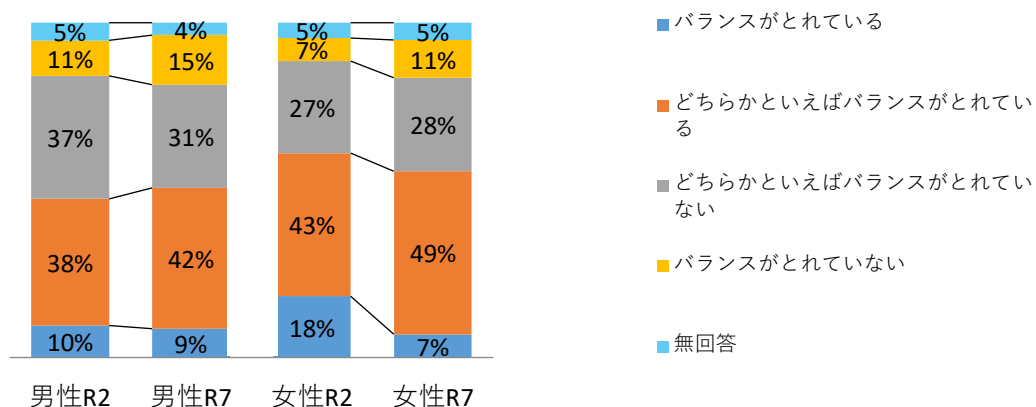
社会全般的に女性の就業への理解や協力が少ない、夫、家族の理解、協力が得にくいと回答した人の割合が男女共に増加した。

問 11 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉と意味についてご存知でしたか？



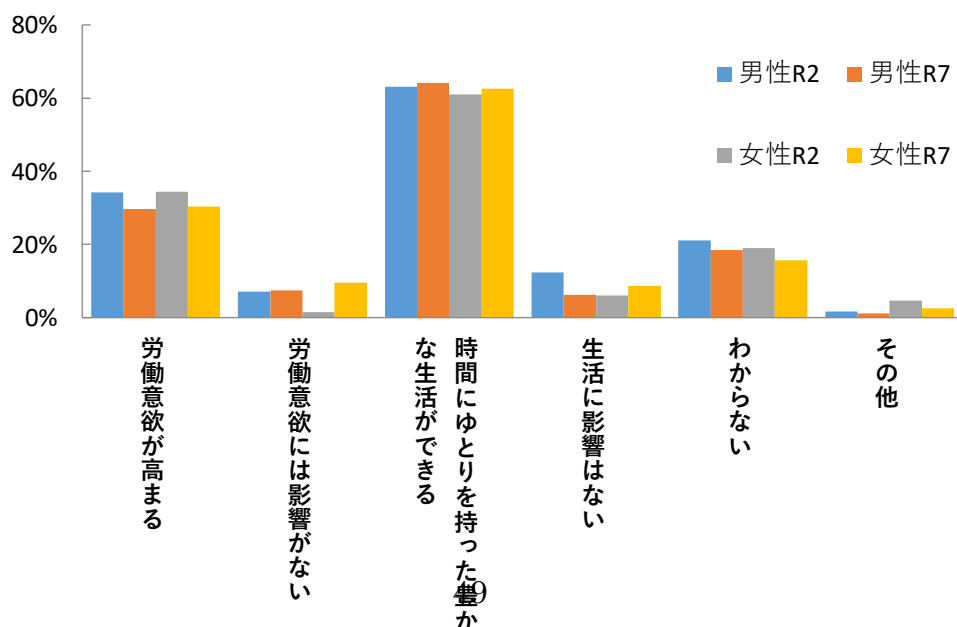
男女共に、知っている、聞いたことがあると回答した人の割合が過半数を超えている。また、知っていると回答した人の割合が男女共に増加している。

問 12 ご自身の生活を考えたとき、ワークとライフのバランスがとれていると思いますか？



「バランスがとれている」「どちらかといえばバランスがとれている」と回答した男性の割合が増加し、女性の割合が低下した。

問 13 あなたは、ワーク・ライフ・バランスを進めることで、どのような効果があると思いますか？【3つまで】



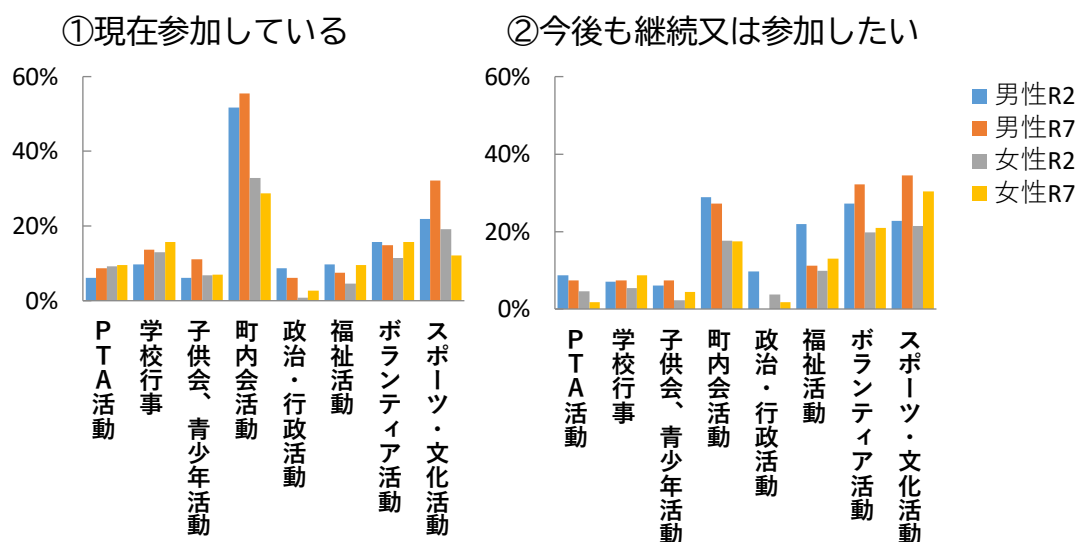
○その他

- ・自分自身あまりあてはまらないので
- ・どうせ農家には影響されない
- ・笑顔でいられる
- ・仕事の能力が成長しない

男女共に、時間にゆとりを持った豊かな生活ができると回答した人の割合が過半数を超えている一方で、労働意欲が高まると回答した人の割合は男女共に減少した。

— 地域生活 —

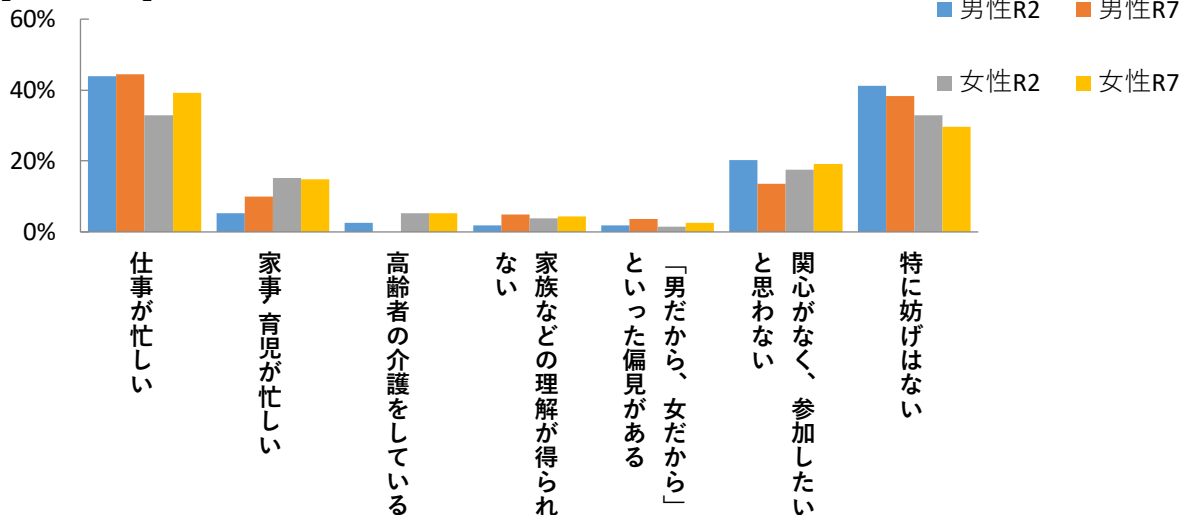
問 14 あなたが次の項目の中で、現在参加している活動は何ですか？また、今後も継続又は参加したい活動は何ですか？【複数回答】



男性の町内会活動への参加率が50%を超えた。今後は、ボランティア活動やスポーツ・文化活動に参加したいと回答した人の割合が増加した。

問 15 あなたが問 14 のような各種活動に参加する場合、妨げとなることは何ですか？

【3つまで】

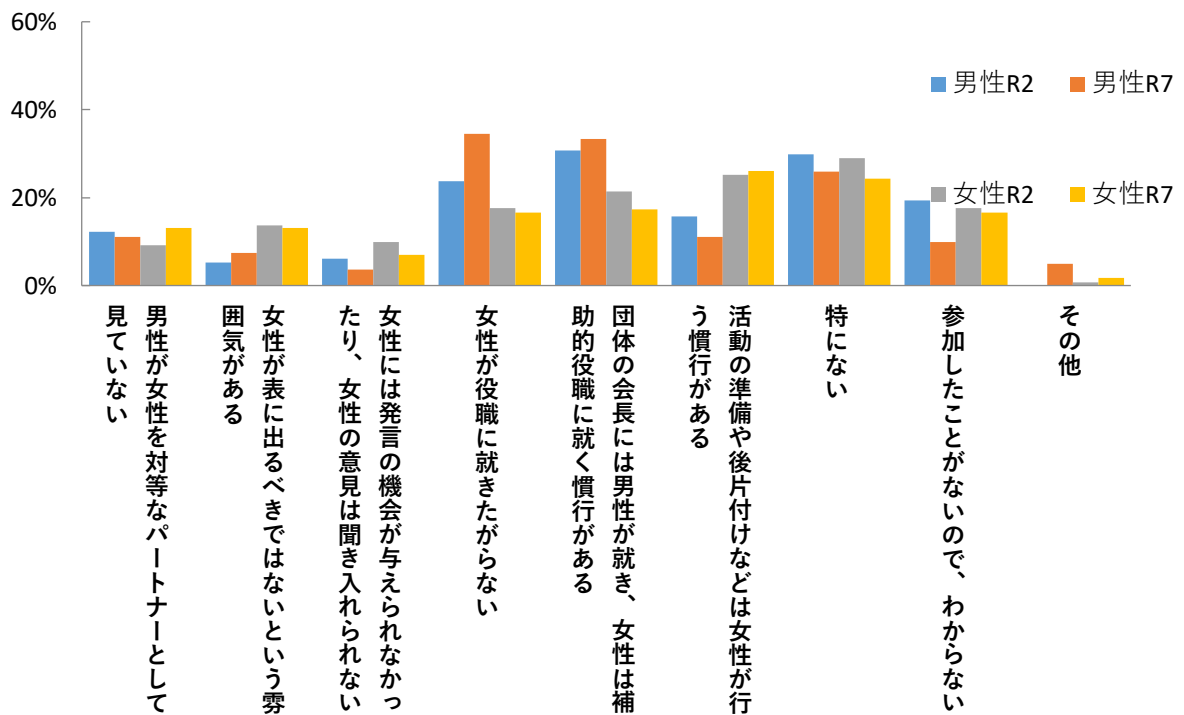


○その他

- ・経済的、精神的ゆとりがない
- ・年
- ・気力が無い
- ・高齢者が偉そうでうるさい
- ・自分が楽しいと思える事を大変でも行きたい仕事でも遊びでも
- ・若い人に…の風潮がありそう
- ・この役割は女性には出来ないと言うような偏見がある
- ・関心がある活動が身近にない
- ・休んだら給料が減る

男女とも、仕事が忙しいことが妨げとなっていると回答した割合が増加した。

問 16 地域の役割分担について思うことは何ですか？【3つまで】



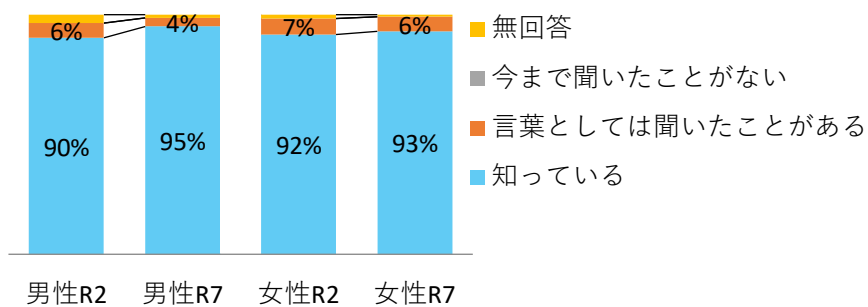
○その他

- ・町内会活動、社会奉仕などそれぞれ参加している
- ・年なので
- ・女性が役職につかない結果、男性が役職につく傾向があるように感じる
- ・それぞれの特徴を理解し協力し合えばいい
- ・そんな時間を取れるような就業環境ではない

女性は役職に就きたがらないと回答した男性の割合が増加した。準備や後片付けは女性が行う慣行があると回答した女性の割合が増加した。

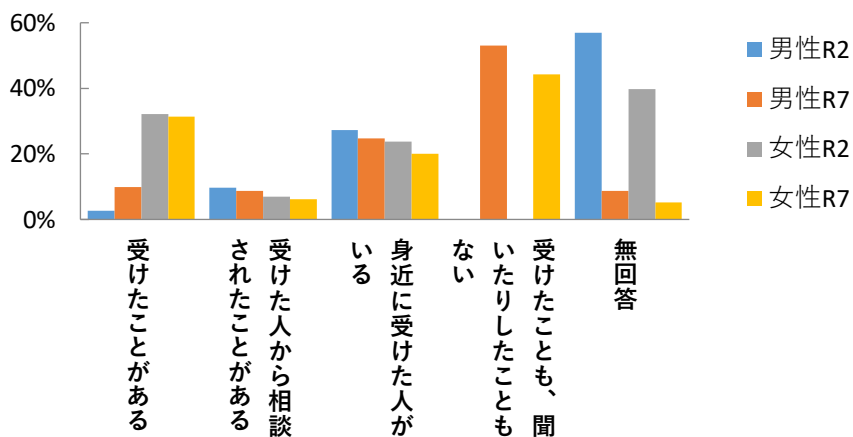
— セクシュアル・ハラスメント —

問 17 セクシュアル・ハラスメントの言葉の意味を知っていますか？



前回と同様に、男女共に 90%以上が知っていると回答した。

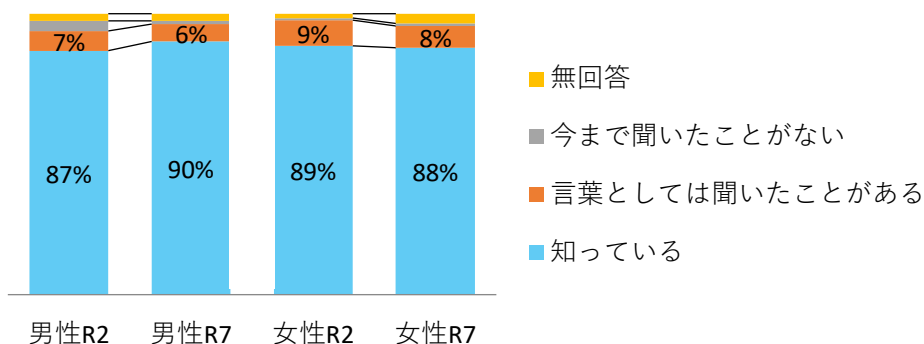
問 18 職場、学校、地域、家庭でセクシュアル・ハラスメントを受けたり、見聞きしたことがありますか？【複数回答】



受けた人から相談されたことがある、身近に受けた人がいると回答した人の割合が男女共に減少した。

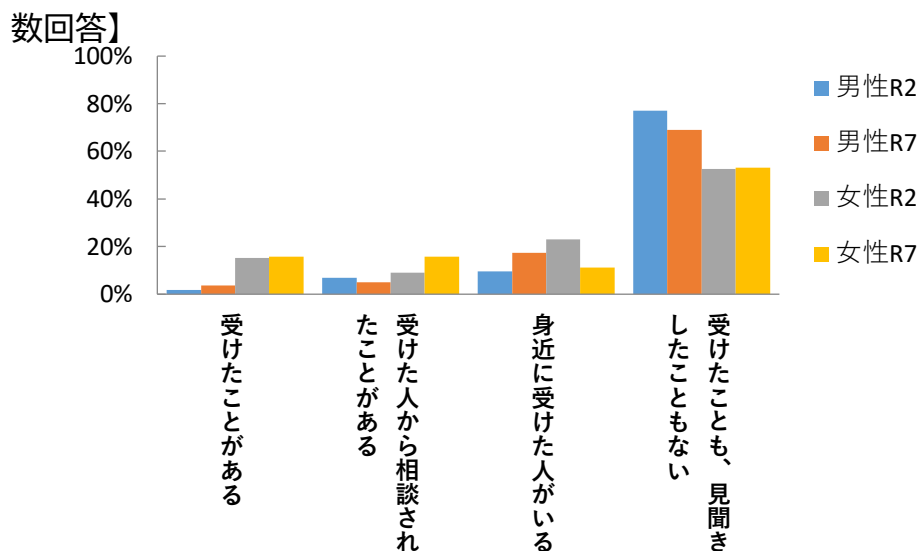
— ドメスティック・バイオレンス —

問 19 ドメスティック・バイオレンスの言葉の意味を知っていますか？



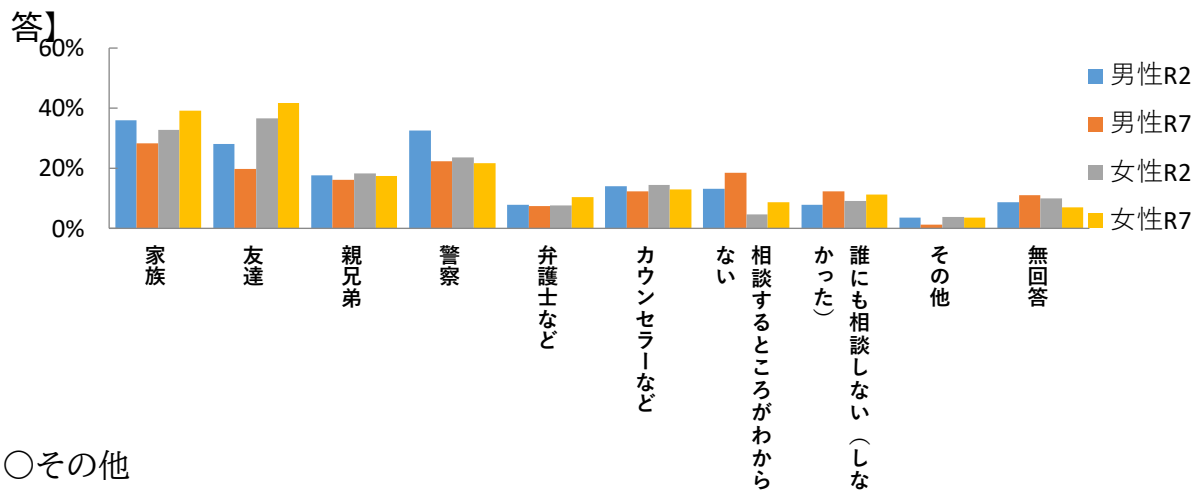
男女共に 88%以上の人が知っていると回答した。

問 20 ドメスティック・バイオレンスを受けたり、見聞きしたことがありますか？【複数回答】



受けたことがある、受けた人から相談されたことがあると回答した女性の割合が増加した。

問 21 ドメスティック・バイオレンスを受けた場合、どなたに相談しますか？【複数回答】



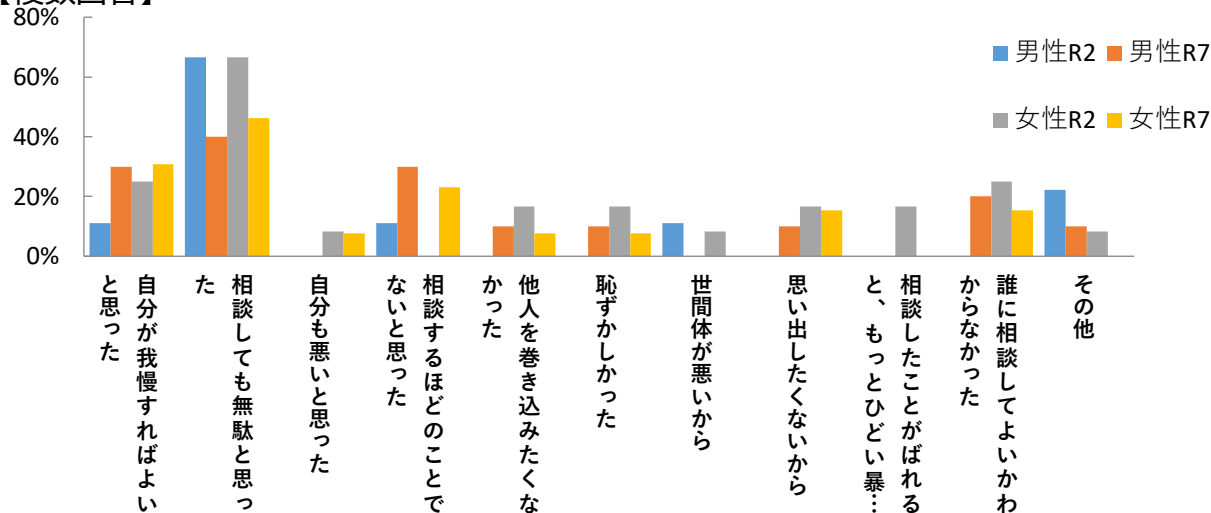
○その他

- ・ 社会福祉協議会等の窓口相談する
- ・ インターネット
- ・ そのような環境ではないです
- ・ 医者
- ・ 職場の同僚

誰にも相談しないと回答した人の割合が男性で 12%、女性で 11%であり、前回より増加した。

問 22 問 21 で「誰にも相談しない（相談しなかった）」と回答した方にお尋ねします。

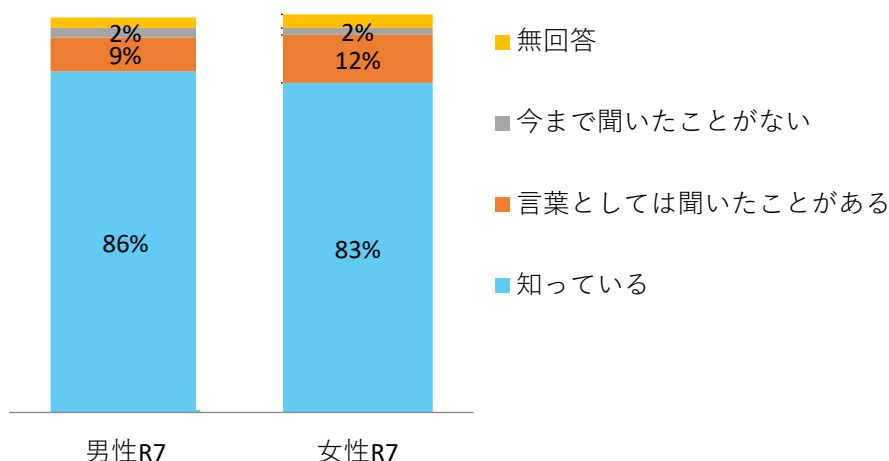
【複数回答】



我慢すれば良い、と回答した人の割合は男女共に増加した一方で、相談しても無駄と思ったと回答した人の割合は男女共に減少した。

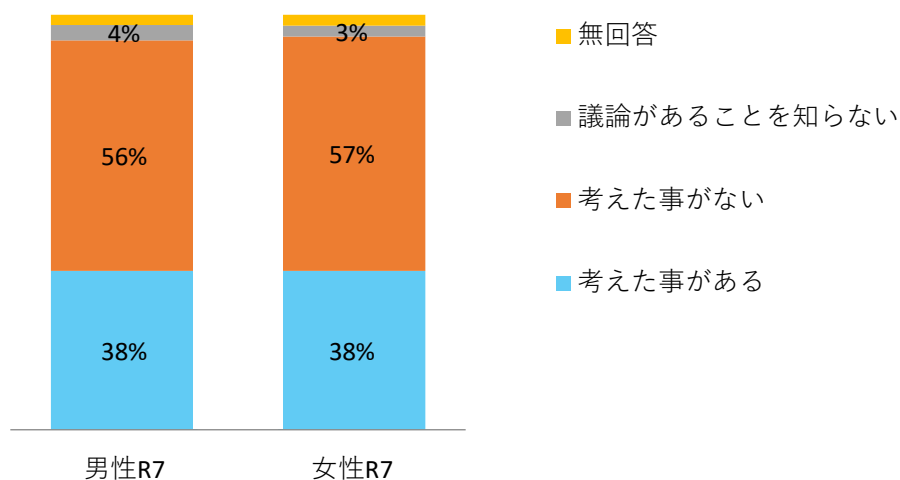
— 選択的夫婦別姓制度 —

問 23 選択的夫婦別姓制度（選択的夫婦別氏制度）の言葉の意味を知っていますか？



選択的夫婦別姓制度について、知っていると回答した人の割合は男女共に、80%を超えた。

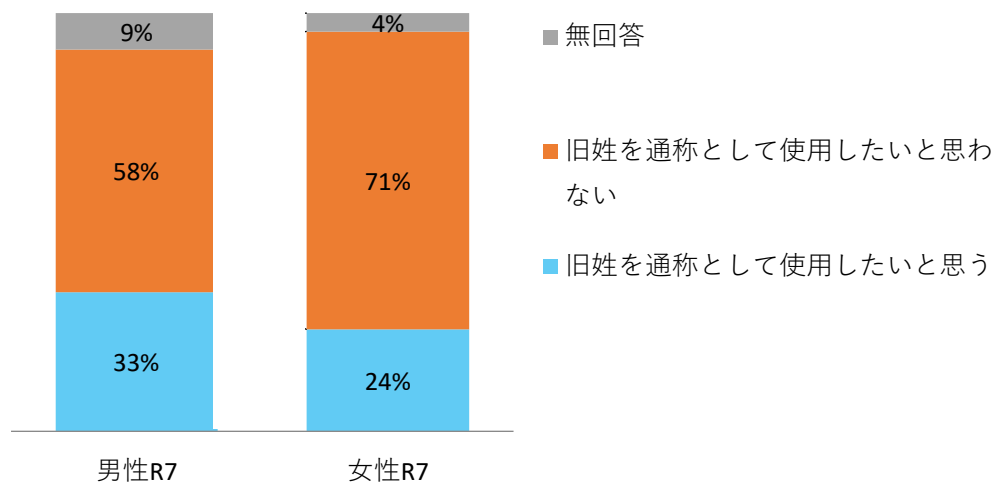
問 24 夫婦の名字・姓に関する制度の在り方を巡る議論について、自分または周囲の人が関わる身近なこととして、あなたはこれまで考えたことがありますか？



考えたことがないと回答した人の割合が男女共に 50%を超えた。

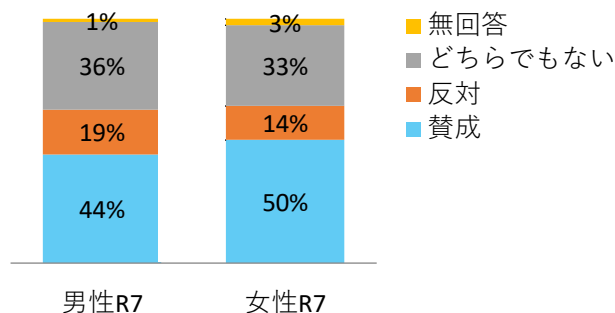
問 25 あなたは、仮に結婚して戸籍上の名字・姓が変わったとした場合、働く時に旧姓を

通称として使用したいと思いますか？あなたが結婚している、していないに関わらず、お答えください。



男女共に旧姓を使用したいと思わないと回答した人の割合が 50%を超えた。

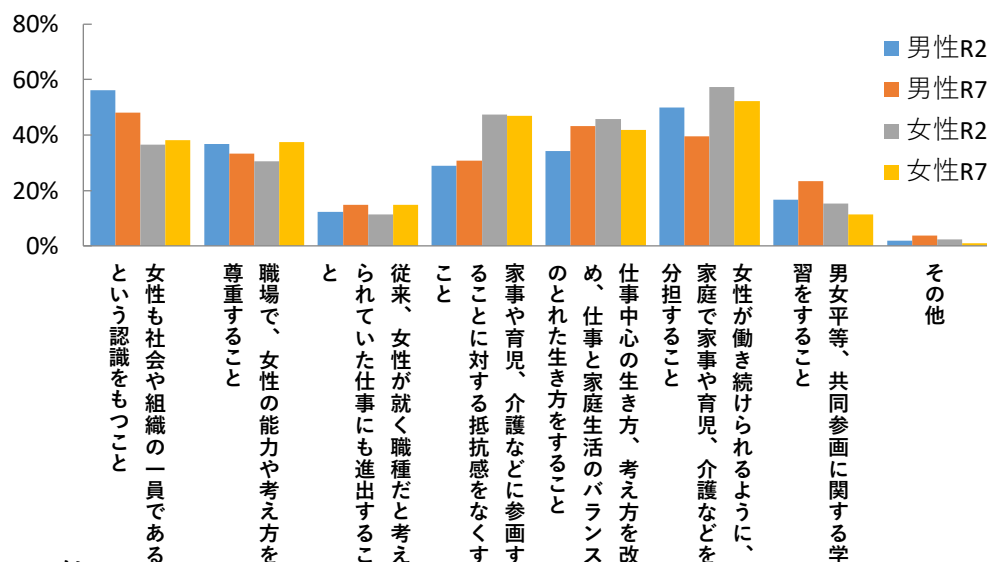
問 26 あなたは、国が選択的夫婦別姓制度を導入することについて、賛成ですか？
反対ですか？



賛成と回答した女性の割合が50%を超えた。

— 男女共同参画の推進 —

問 27 女性と男性が家庭、職場、学校、地域、政治の場などのあらゆる分野に、共同で参画する社会を実現するためには、男性はどのようにすることが必要だと思いますか？【3つまで。女性も回答。】

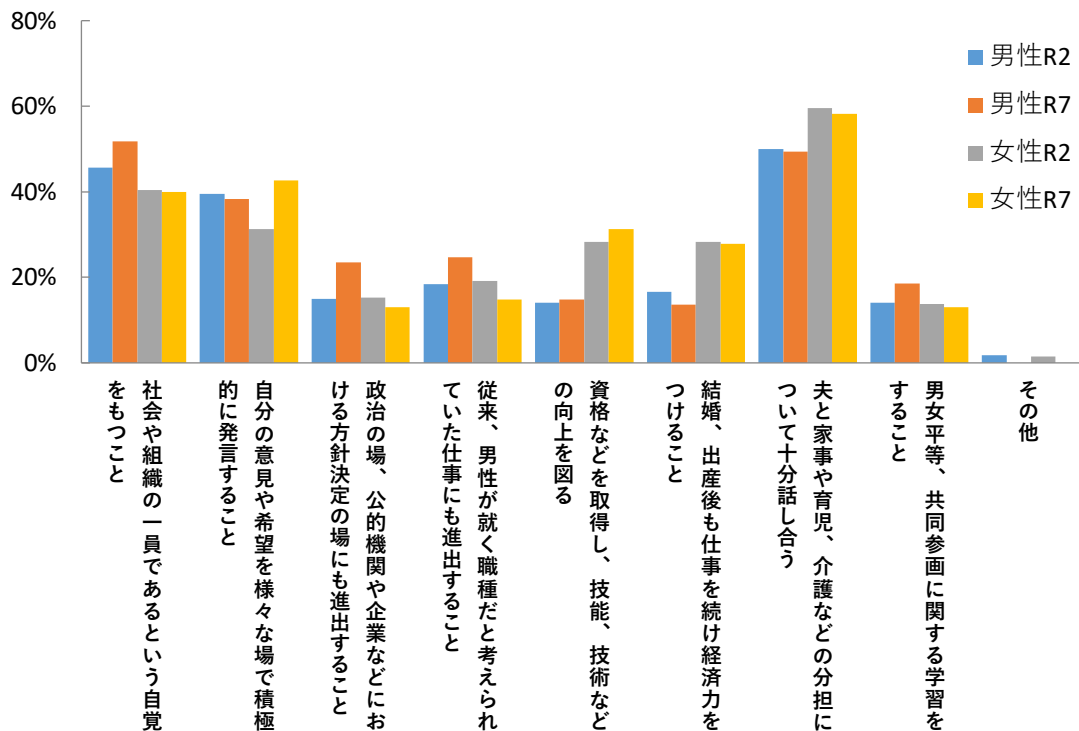


○その他

- ・個人の考えの尊重
- ・もう女性の社会進出に対する理解は得られている。男性と女性のそれぞれにしかできない仕事や作業が必ずあることをお互い理解しあうことが重要だと思う。
- ・男性というよりも、土幌町の就業の場において、平等に仕事をする環境が整っていないことが問題。稼ぎ主になった方の仕事量がおおくなり、家庭とのバランスが取れていなくなっている

男性は女性も社会や組織の一員である認識を持つことと回答した人の割合が高く、女性は女性が働き続けられるように、家庭で家事や育児、介護などを分担することと回答した人の割合が高かった。

問 28 女性と男性が家庭、職場、学校、地域、政治の場などのあらゆる分野に、共同で参画する社会を実現するためには、女性はどのようにすることが必要だと思いますか？
【3つまで。男性も回答。】



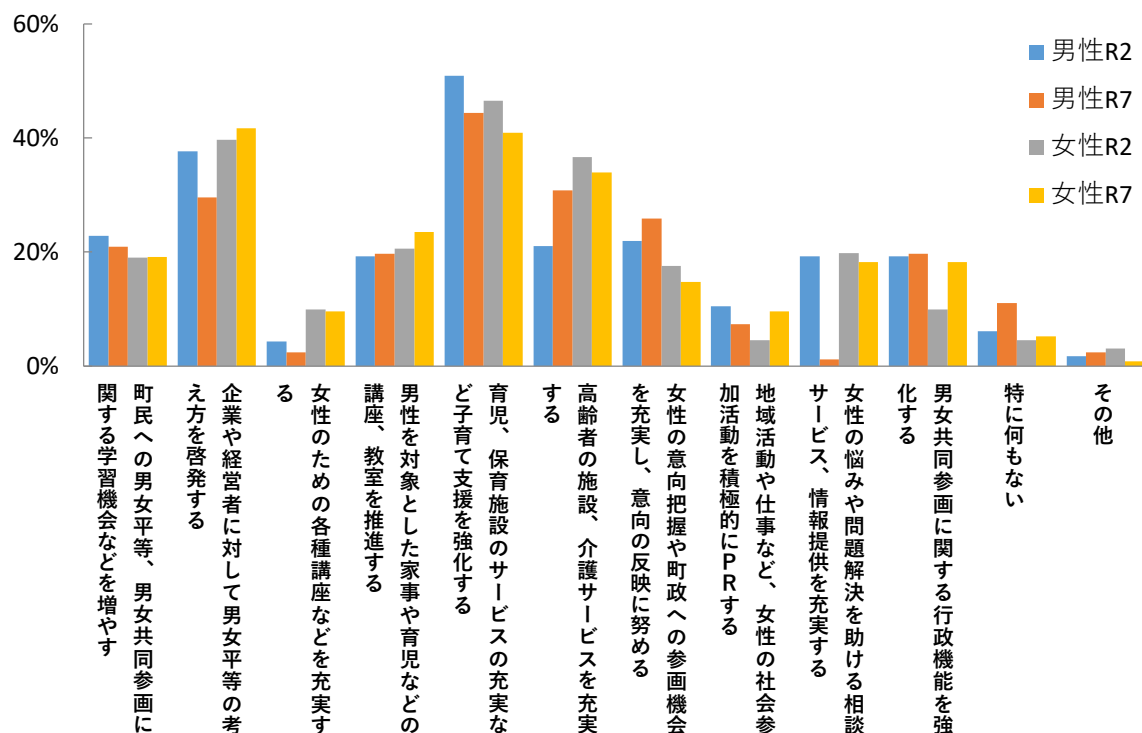
○その他

- ・女性の社会参加への積極性を高める意識を変えること、男性の女性に対する社会的参加を自然に受け入れる意識を持たせること
- ・男性・女性どちらかの学習機会というよりは、全員が（家族含めて）参加できる勉強とかを企画したほうがいいのではないかな。結局、どっちかが子育て・介護などの負担を強いられることになる。
子育て世代なら全員が参加できたほうが平等な時間の取り方になるのでは。
- ・男性の労働環境の見直し。

男性は、社会や組織の一員であるという自覚を持つことと回答した人の割合が高く、女性は夫と家事や育児、介護の分担について十分に話し合うと回答した人の割合が高かった。

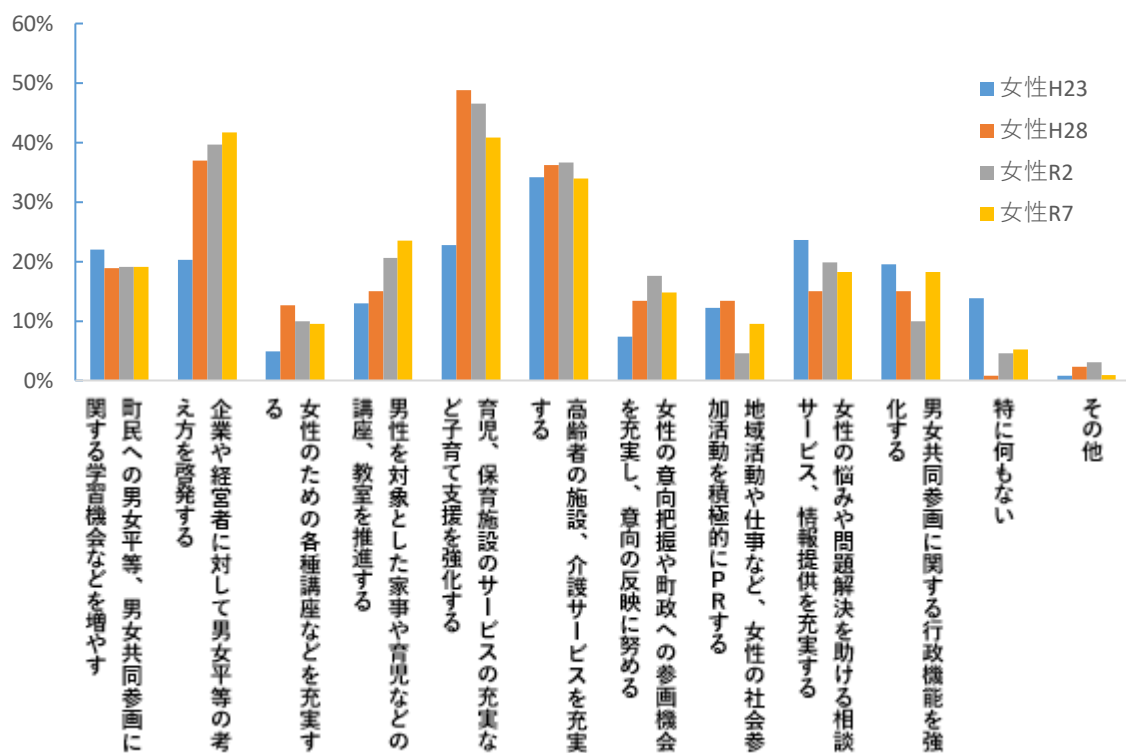
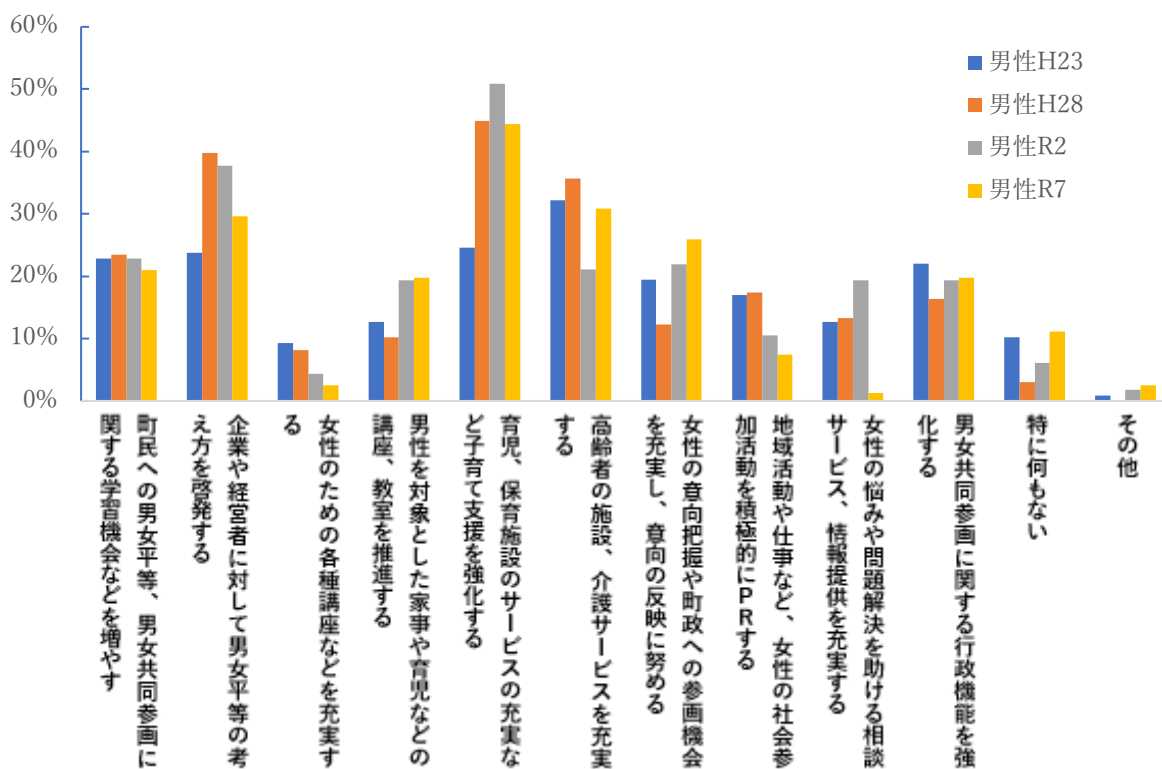
問 29 男女共同参画を進めるためには、どのようなことが必要だと思いますか？

【3つまで】



男性は、育児、保育施設のサービスの充実など子育て支援を強化すると回答した人の割合が高く、女性は企業や経営者に対して男女平等の考え方を啓発すると回答した人の割合が高かった。

○問 29 における平成 23 年から令和 7 年の男女別回答の比較



問 30 男女共同参画を進めるうえで、あなたのご意見、ご要望などをご記入ください。

【記述】

- ・男女共同参画を進める上での基本は、家族内で男女ともに家事等の分担をすることです。そのことで家族に対する思いやりが育まれ、地域活動や仕事でも良い環境が作られると思います。
- ・人生の時間残り少なくなった者には、設問の多くが答えるに値しないものばかりか、自治体では実現不可能なものが。5 期目とあり、すでに 20 年以上も前から耳にしてきた課題とフレーズには親しさがなくなり改めて問い直すまでもないのでは。まず直ちに自治体自身が実行可能な政策を実行すべき。過去には何年もの間、非正規で使い続けられていた事務職の女性がいたではないか。現在も女性が多く働く職場に同様な人がいないのか。アンケートの前に自身の足下の差別を見直すことが重要。計画を作って魂入れずでは。
- ・健康が基本なので、前向きに自分の足でいつまでも歩けるように日々大切に生き抜きたいと思います。
- ・男尊女卑、女性蔑視、男性ありきの社会。それを象徴するのが” ハラスメント”。特に” カスハラ行為” が横行していると感じます。使い捨て時代と言われる昨今。人に対しても物に対しても軽視する意識はそこに端を発しているのでは。” 人の命は地球より重い” と聞いたことが有りましたが、今は地球で一番軽いのが人の命になってしまったのでは。受ける側と与える側の温度差は永遠のテーマですね。
- ・男性も女性と同じ期間の育休を取れると良いと思う。また、それを勧めてくれる環境がとても大事。子どもの急病の際に仕事を休んでいるのは女性が多い現状を改善できれば、女性がもっと働きやすい。
- ・女性が男女共同参画に自ら参入する気がある人が少ないと思います。町内会の総会にはだいたい主人が出席
- ・これからの若い人達は、共働きが多くなってくるとは思いますがお互い話し合い共同参画を勉強して頑張りたいです。
- ・常に平等という意識をもつこと
- ・厳しい時代を生きぬいてきた高齢男性の間では、やはり今でも男は男、女は女という空気が感じられます。人生の先輩と思ひ敬意を払わなくてはという思いもあって、男女共同参画という言葉は通用するように思えません。そのような親の元で育てられてきたこともあり、男女共同が浸透することは難しいのではと個人的には思いました。男女共同参画という言葉ができてまだそんなに年数もたっていないし、あまり普段聞く機会もないため、どんどん発信されていけばよいのになと思いました。国は男女共同参画と謳ってはいますが表面上だけだと思います。

- ・本来男性と女性は身体の構造（生理、出産、更年期等）が違うので、平等にはならないと思う。最近では、女性をとにかく表に出すような動きがあるが、能力のある人がやればいいと思うので、そこに性別は関係ないと思う。
- ・「男女」には外国人を含む視点が必要だと思います。国が「～基本法」を制定してから25年以上が経過し、その間社会情勢は急激に変化しました。今や外国人労働力無しでは当地域の存続は難しいと考えますので。
- ・とても遅れていると思う、今後も期待はしている。
- ・困った相談でも最後まで聞いてあげて、その人が楽しい毎日を送れるようになるまで力になれる人が男女関係なく共同参画の根本で行って欲しい。仕事も遊びも楽しい毎日であれたら本望だと思いますので、男女共同はとても大切だと思います。自分には厳しく他人にはやさしくの気持ちが必要なんじゃないかな。子どもの頃からの教育はとても大切だと思います。
- ・とにかく子どもが住みよくいられるように
- ・出産で育休を取るとき、また2子、3子と連続で産休を取るときに会社は嫌な顔をしないこと
- ・年配の方は男性優位な考え方が多いので、シニア世代向けに学習機会があるといい
- ・昔に比べると男女格差は少なくなった気がします、やはり家庭でも名残はあります。仕事でも家庭でもできる人が当たり前にするという考えでいて欲しいです
- ・このアンケートが「女性～、女性が～」などの質問が多く女性軽視しているような、あるいは男性軽視（男性にも悩みがある）と感じる部分があった。例えば、「女性のための～」とあるが、「男性のためのは？」と感じた。「女性のための～」ではなく、「男女共同参画のための～」としたほうがいいのでは？
- ・子どもの時から家庭や学校、社会で学べる機会を作ること。指導とは教え込むことではなく、気づかせることが大切であると思います。
- ・女性町議が出て来て欲しいです。
- ・農村の農業関連組織は男性社会になりやすく、女性が参加できる場面が少ない。
これから土幌町への新規就農を希望する独身女性が来た際に、男女共同参画の観点から、町はどのような対応をしていくか想定しておくとも良いかも知れない。
- ・互いに尊重しあうことが大切
- ・町づくり懇談会で意見したことがあります。
男性の意見は「地域の意見」として捉えられていますが女性の意見は「一個人の意見」として軽く捉えられている印象が強かったです。
そのため「意見したところで何も変わらない、変える気がないんだな」という気持ちになりました。

- ・まずは、女性で働いている人の意見を吸い上げることが大切だと思います。私の職場では、男性と比べ女性用のトイレの数が少ないなど、物理的に不平等な環境が半世紀も続いています。何をもって男女平等とするかは意見の分かれるところではありますが、このようなちょっとした不平等を吸い上げ、気づいた事を一つ一つ改善することを期待しています。
- ・平等に働く職場がない。正職員になりたくてもなれない。一生懸命子育てして、子育て終わったら正職員で働く場所もない。子どもの大学進学でお金がかかる時なのに…お金が足りません。何もできない自分がいやになります。
- ・「男女共同参画を進める上で」と語られている方の立場はどこに立っておられるのでしょうか。それが不明瞭で質問項目もどこか男性視点のものが見受けられたように感じました。理念の上での話はよくわかるのですが、女性が社会に出やすい環境や子育てのしやすい環境が町に整っているかと言われると不十分だと思います。私の住んでいる地域には子どもの遊び場がありません。遊ばせるために遠くまで足を運ばなければならないので当然負担も時間もかかります。その上で、家事、育児、仕事を両立できるようにと言われても難しいのが現状です。質問項目13の「豊かな生活」とは何なのでしょうね。また、町内に働き口も少なく感じています。個人個人の意識付けも大切ですが、町の環境が改善されなければ絵に描いた餅になるように思います。町には「男女共同参画」が実現できる具体的な環境作りを求めます。
- ・仕事量が減るように、機械化、自動化、省略化など進めることが先決。
年々業務が複雑になって、人が減って、悪循環になってると思います。
- ・できるできないがあるので、何でもかんでも男性女性関係なくと言うのは難しいと感じている。
- ・まずは、一人ひとりが職場であれ家庭内であれ自分の想いを我慢せず言動できる環境作りが必要だと思う。それは職場環境に望むことでもあるが、人それぞれが他人任せではない意識を持つことも大事だと思う。我慢や不満、ストレスのないように、過ごせる人間力、人間作り。ここに到達するにはまず自分自身の在り方も感じ考えながら行動することにつきるが、土幌町民として、町長などと誰でも気軽に話せる機会や、町長やさまざまな団体のトップにそれを感じられるとより良いと感じる。
- ・まだ「女がすべき」、「女なのに」、「男がすべき」、「男なのに」の考え方も根強く残っているので、子供の代にむけて偏見を減らして行ければよいと思います。